

# 第3次笠間市環境基本計画

案

令和 年 月

はじめに

(笠間市長の挨拶)

# 目 次

第1章 環境基本計画とは？	1
1. 計画策定の背景及び目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の対象範囲	2
4. 計画期間	2
5. 第2次笠間市環境基本計画の取り組み状況	3
6. 各主体の役割	6
第2章 環境問題の現状は？	7
1. 國際的な動向	7
2. 国の動向	9
3. 茨城県の動向	11
第3章 本市が目指す将来の環境像は？	13
1. 本市が目指す将来の環境像	13
2. 環境目標と施策体系	15
第4章 私たちは何をするの？	17
1. 田園風景が美しく文化と調和した自然環境	17
2. 住み心地がよく健やかな生活環境	22
3. 地球温暖化防止へ貢献する脱炭素社会	27
4. 資源を有効活用する循環型社会	34
5. 共に考え自ら行動する各主体による協働	38
第5章 力を入れる重点事業は？	42
1. 重点事業の位置づけとねらい	42
2. 重点事業の方針	42
3. 重点事業の内容	42
第6章 どうやって計画を進めるの？	45
1. 推進体制	45
2. 進行管理	46
資料編	47
1. 笠間市環境基本条例	48
2. 笠間市環境審議会への諮問及び答申	51
3. 笠間市環境審議会 委員名簿	53
4. 策定の経過	54
5. 各部の主な取組	55
6. 環境指標一覧	57
7. 用語集	59

# 第1章 環境基本計画とは？

## 1. 計画策定の背景及び目的

本市では、2008(平成20)年3月に「笠間市環境基本計画」、2016(平成28)年3月に「第2次笠間市環境基本計画」を策定し、市が目指す望ましい将来像「豊かな自然との共生 水と緑の里 かさま」の実現に向けて、市民や事業者といった各主体と連携して環境への取組を推進してきました。

また、2021(令和3)年3月には、ワンウェイプラスチック(使い捨てプラスチック)の削減や2050年カーボンニュートラル<sup>1</sup>に向けた取組を追加するなど、環境をめぐる社会の動きに合わせて、計画の見直しを行いました。

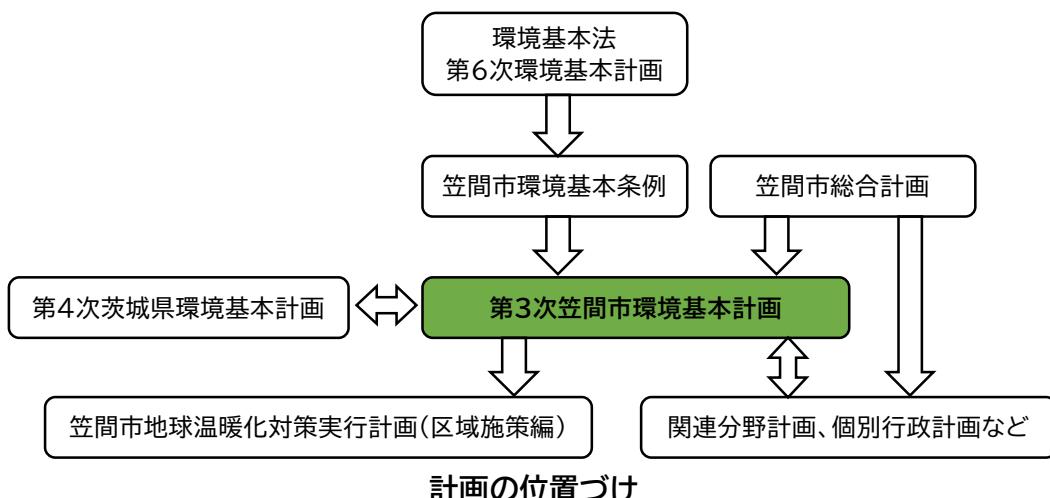
その後も、「生物多様性国家戦略2023－2030」(2023(令和5)年3月閣議決定)や「第六次環境基本計画」(2024(令和6)年5月閣議決定)といった国の動向など、国内外の環境をめぐる社会動向が大きく変化していることを踏まえ、市の環境に関する取組の更なる推進を目的として、「第3次笠間市環境基本計画」(以下「本計画」とします。)を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「笠間市環境基本条例」第9条に基づき、市の環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向性を定めるものです。

また、笠間市総合計画の目標を環境面から実現していく計画としても位置づけます。

本計画の目標達成に向けて、「笠間市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(2024(令和6)年3月策定)や「笠間市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)」(2023(令和5)年3月策定)、「笠間市都市計画マスターplan」(2022(令和4)年3月改定)といった市の関連計画と連携しながら取組を推進していきます。



<sup>1</sup>人間活動により排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と、森林などによる吸収量を均衡させ、その排出量を実質的にゼロにすること。

### 3. 計画の対象範囲

本計画においては、「自然環境」、「生活環境」、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「環境教育・協働」の5つを軸に、以下の内容を対象範囲とします。

分野	対象
自然環境	生物多様性／自然景観／公園・緑地
生活環境	環境管理・公害防止／有害化学物質／暮らしのマナー・モラル
脱炭素社会	再生可能エネルギー <sup>2</sup> ／省エネルギー／持続可能なまちづくり／気候変動への適応
循環型社会	廃棄物／プラごみ
環境教育・協働	環境教育・学習／環境保全活動

### 4. 計画期間

国内外の環境に関する動向としては、2015(平成27)年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において2030(令和12)年に向けた目標が掲げられているほか、国の「地球温暖化対策計画」(2025(令和7)年2月閣議決定)では、2030(令和12)年度における温室効果ガス<sup>3</sup>排出量を2013(平成25)年度比46%削減する目標が掲げられるなど、2030(令和12)年度に向けた取組が進められています。

本計画ではこうした社会情勢を踏まえるとともに、環境課題解決に向けた取組を短期間で集中的に推進するため、計画期間を2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間とします。



<sup>2</sup> 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど、永続的に利用ができるエネルギーのこと。

<sup>3</sup> 大気中の成分のうち、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)やメタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、フロン類など、大気中の熱(赤外線)の一部を吸収する性質を持つガスのこと。地表から放出された熱が逃げにくくなることにより、気温が上昇する「温室効果」をもたらす。

## 5. 第2次笠間市環境基本計画の取り組み状況

### (1) 施策の取組状況

第2次笠間市環境基本計画では、6つの環境目標と229の環境施策、34項目の環境指標を設定し、2024(令和6)年度は、各課において173の環境施策に取り組みました。

2014(平成26)年の計画策定時及び2024(令和6)年に実施したアンケート結果より得られた、市民の満足度に関する環境指標の進捗状況を見ると、14項目の環境指標のうち11項目では満足度が上昇する結果となりました。一方、「健全な生態系の維持、生物多様性の確保に対する満足度」、「自然景観・田園景観の美しさに対する満足度」及び「循環型社会の構築に対する満足度」の3項目については満足度が計画策定時より低下する結果となっています。

環境施策の取組実績及び市民の満足度に関する環境指標の目標達成度

環境目標	環境要素	環境指標	単位	環境施策取組実績 (R6)	満足度アンケート結果		
					H26	R6	増減
田園風景が 美しく豊かな 自然環境	水辺	川や池沼などの水辺のきれいさに対する満足度	%	62.5	34.0	41.6	↗
	農地・里山・ 森林	農地・里山・森林のゆたかさに対する満足度	%	75.0	52.2	57.2	↗
	生態系	健全な生態系の維持、生物多様性の確保に対する満足度	%	80.0	34.6	30.0	↘
	自然景観	自然景観・田園景観の美しさに対する満足度	%	100	60.0	58.8	↘
自然と文化が 調和した 快適環境	公園・緑地	身近な公園や緑地の多さ、利用しやすさに対する満足度	%	100	41.0	56.6	↗
	街並み	自然や文化と調和した街並みに対する満足度	%	63.6	28.0	49.8	↗
	歴史・文化	郷土の歴史・文化的資源の保全状況に対する満足度	%	100	33.5	54.1	↗
	暮らしのマナー・ モラル	快適に暮らすためのマナー・モラルに対する満足度	%	100	22.3	34.6	↗
住み心地がよく 健やかな 生活環境	大気環境	空気のきれいさ、においに対する満足度	%	90.0	53.7	59.1	↗
	音環境	家の周りの静けさに対する満足度	%	81.8	57.0	66.1	↗
資源を有効活用 する循環型社会	廃棄物	循環型社会の構築に対する満足度	%	75.0	27.7	26.1	↘
地球温暖化防止 へ貢献する社会	地球温暖化 対策	地球環境への貢献に対する満足度	%	60.7	19.1	22.2	↗
共に考え自ら 行動する各主体 による パートナーシップ	環境教育・学習	学校や地域での環境学習の充実度に対する満足度	%	63.6	27.8	34.6	↗
	パートナーシップ	市民一人ひとりの環境に対する意識の高さに対する満足度	%	85.7	15.8	18.7	↗

※↗:満足度向上、↘:満足度低下

## 環境に関する市民・事業者の意識

2024(令和6)年12月5日(木)から12月25日(水)にかけて、市内在住の市民及び本市に所在する事業者の皆さんに、環境に関する意向や要望などを把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

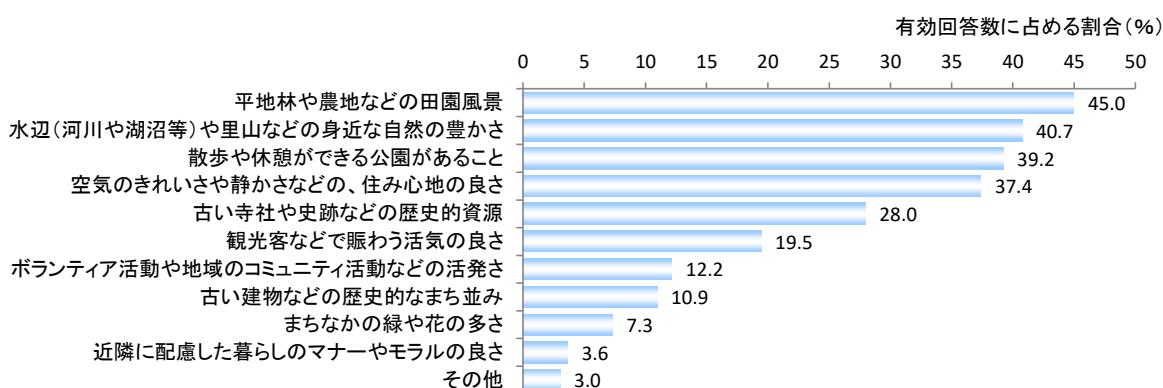


詳しくはこちら  
(笠間市Webサイト)

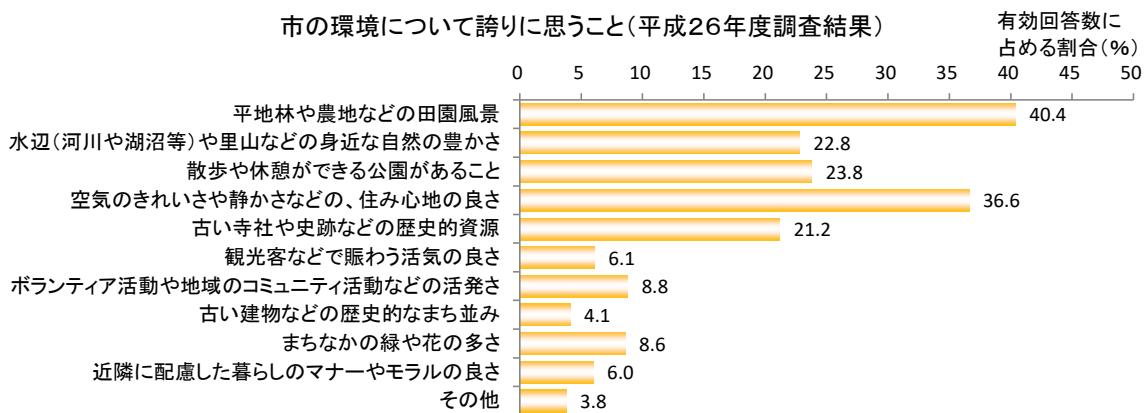
調査方法	市民	事業者
実施方法	Webアンケート及び 公共施設へのアンケート用紙設置	Webアンケート(希望する事業者へは アンケート用紙を送付)
調査期間	2024(令和6)年12月5日(木)～12月25日(水)	
回答件数	336件 (Web回答283、紙回答53)	125件 (Web回答123、紙回答2)

市民に「笠間市の環境について誇りに思うこと」を尋ねたところ、「平地林や農地などの田園風景」が最も多いた結果となりました。また、「水辺(河川や湖沼等)や里山などの身近な自然の豊かさ」や「散歩や休憩ができる公園があること」と回答した市民の割合は、第2次笠間市環境基本計画策定時より増加しました。

### 市の環境について誇りに思うこと(今回結果)



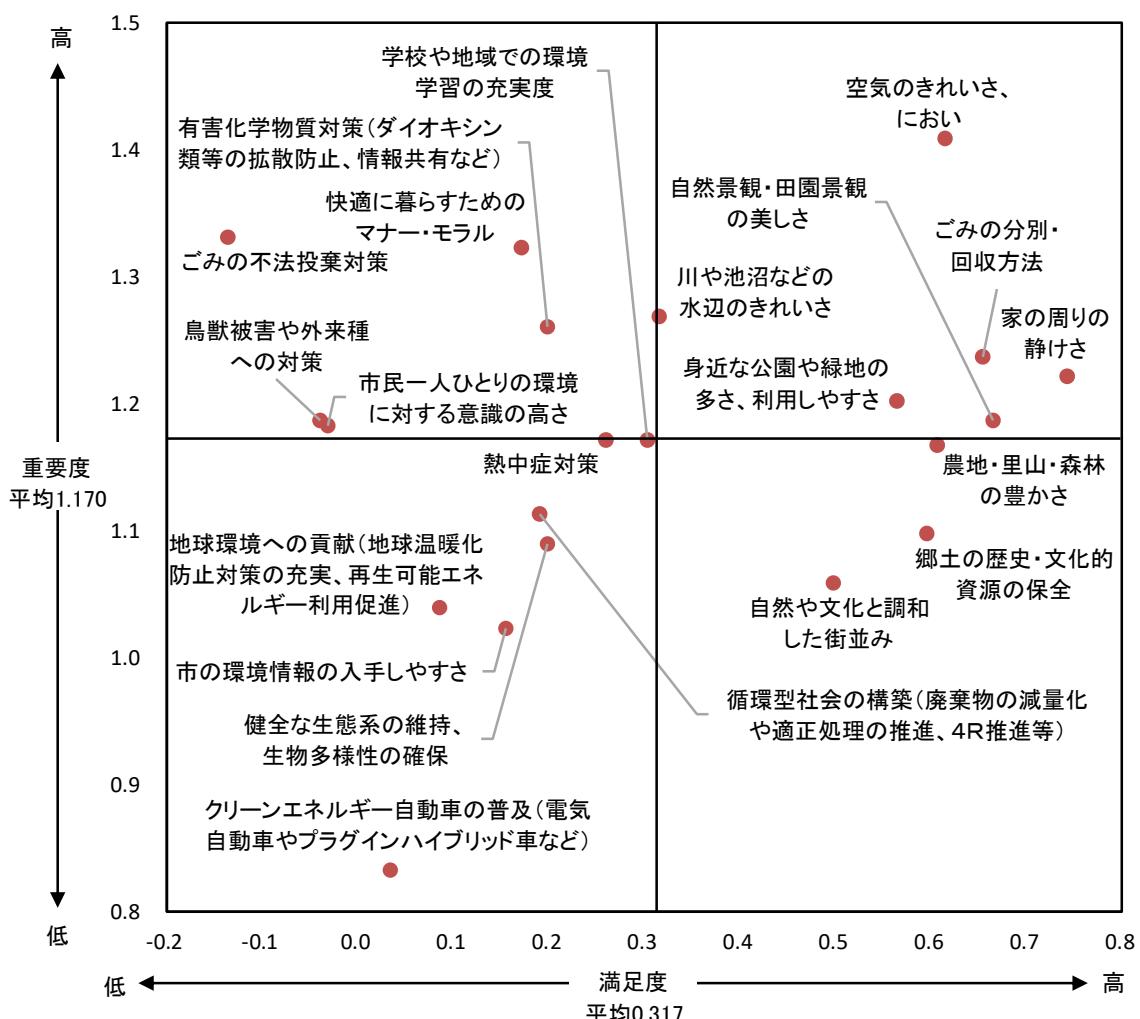
### 市の環境について誇りに思うこと(平成26年度調査結果)



市民に「笠間市の環境や、環境への取組」について、満足度や重要度を尋ねたところ、「空気のきれいさ、におい」や「ごみの分別・回収方法」といった項目は満足度及び重要度のいずれも高い結果となりました。

また、「ごみの不法投棄対策」や「快適に暮らすためのマナー・モラル」などの項目は重要度が高い一方で満足度が低い結果となっているため、ごみ捨てのマナー向上などの対策により一層取り組む必要があります。

「循環型社会の構築」や「地球環境への貢献」、「健全な生態系の維持、生物多様性の確保」といった項目については、重要度・満足度ともに低い結果となっていますが、自然との共生を目指すうえで、各主体の意識醸成を図る必要があることから、本計画においてはこれらの分野も主要な施策・取組に位置付けることとします。



笠間市の環境や、環境への取組についての満足度及び重要度

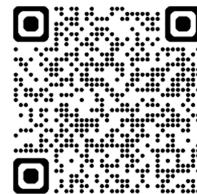
#### 満足度及び重要度の計算方法

満足度の場合、「不満」=-2、「やや不満」=-1、「どちらともいえない」=0、「やや満足」=+1、「満足」=+2として点数を与え、以下の式により算出(重要度も同様)

$$\{(\text{「不満」の回答数}) \times (-2) + (\text{「やや不満」の回答数}) \times (-1) + (\text{「どちらともいえない」の回答数}) \times 0 + (\text{「やや満足」の回答数}) \times 1 + (\text{「満足」の回答数}) \times 2\} \div \text{全回答者数}$$

## (2) 重点事業の取組状況

本市では、第2次笠間市環境基本計画の推進にあたりアクションプランを策定し、重点事業を実施してきました。「令和5年度笠間市環境基本計画年次報告」(2025(令和7)年3月)では、重点事業の取組指標32項目のうち10項目で目標を達成し、13項目で目標に近づいた一方、9項目では目標に近づいていないという結果になりました。



詳しくはこちら  
(笠間市Webサイト)

# 6. 各主体の役割

## (1) 市

- 環境保全や豊かな環境の形成に関する施策を策定し、国や県、市民、事業者、民間団体等と連携しながら総合的かつ計画的に推進します。
- 市民や事業者、滞在者・来訪者に対して、環境の保全及び創造に関する情報提供を行います。
- 市職員への環境教育に取り組むとともに、環境に配慮した行動を率先して実施します。

## (2) 市民

- 環境問題を自分ごととして捉え、積極的に理解を深めます。
- 日常生活において、廃棄物の発生の抑制など、環境負荷の低減に努めます。
- 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

## (3) 事業者

- 事業活動に伴う公害の防止と、自然環境の保全に必要な措置を講じます。
- 事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制するとともに、排出される廃棄物を適正に処理します。
- 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

## (4) 民間団体

- 環境保全活動により、市の環境問題の解決に向けた取組の模範となります。
- 環境に関する専門的な知識を活かし、市や事業者と連携を図りながら、各主体への環境保全に関する意識啓発を行います。

## (5) 滞在者・来訪者

- 観光やレクリエーションなどの目的で笠間市に滞在・訪問する際は、環境負荷の低減や環境保全に自ら努め、市が実施する施策に積極的に協力します。

## 第2章 環境問題の現状は？

### 1. 國際的な動向

#### 環境全般 持続可能な開発目標(SDGs)

2015(平成27)年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)」が掲げされました。

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、「誰ひとり取り残さない」ことを目指し、すべての国が一丸となって達成すべき17の目標と169のターゲットで構成されています。



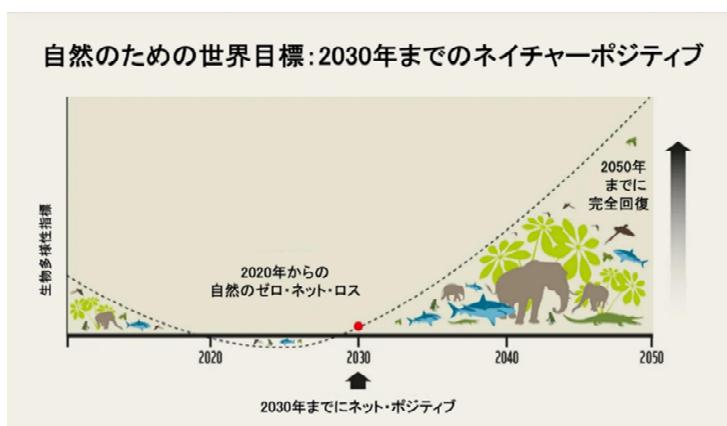
詳しくはこち  
(環境省Webサイト)

#### 持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標

出典:国際連合広報センター

#### 自然環境 自然再興(ネイチャーポジティブ)

2022(令和4)年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。その中で、2030(令和12)年までに生物多様性<sup>4</sup>の損失を止めて回復させる「自然再興(ネイチャーポジティブ)」の考え方が掲げられるとともに、2030(令和12)年までの行動目標として、30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標<sup>5</sup>を含む23個のグローバルターゲットが設定されました。



詳しくはこち  
(環境省Webサイト)

#### 2030(令和12)年までのネイチャーポジティブへの軌跡

出典:IUCN 日本委員会Webサイト

<sup>4</sup> 生きものがもつ様々な個性やつながりのこと。

<sup>5</sup> 2030(令和12)年までに陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全するという目標。

## 脱炭素社会

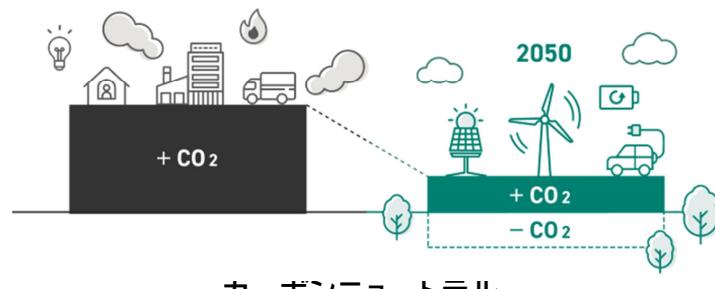
## 温室効果ガス排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル)

産業革命<sup>6</sup>以降、私たち人間は化石燃料を大量に使用するようになりました。化石燃料の燃焼や森林破壊により、二酸化炭素や一酸化二窒素などの温室効果ガスが大量に排出され、観測史上最も早いペースで地球温暖化が進行しています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2023(令和5)年3月に公表した第6次評価統合報告書では、人間活動が温室効果ガスの排出などを通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないとされています。

2015(平成27)年、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された「パリ協定」では、

- ✓ 世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をする
  - ✓ 21世紀後半には温室効果ガスの人為的な排出量と森林などによる吸収量のバランスをとる(カーボンニュートラル)
- といった世界共通の目標が掲げられました。

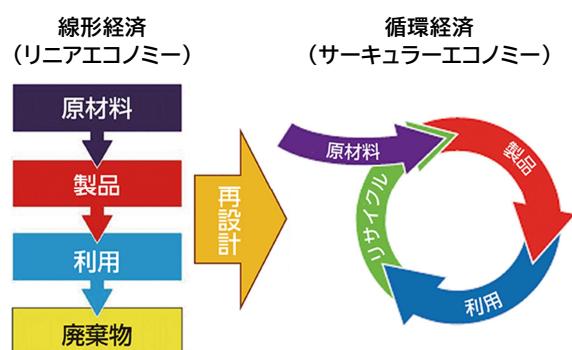


出典:環境省

## 循環型社会

## 循環経済(サーキュラーエコノミー)

産業革命以降、大量生産・大量消費型の社会が広がり、気候変動や生態系の破壊、不法投棄といった様々な環境問題を引き起こしています。製造から廃棄まで一方通行型の線形経済(リニアエコノミー)<sup>7</sup>から、限りある資源を持続可能な形で利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)<sup>8</sup>への移行が重要とされています。



循環経済のイメージ図  
出典:環境省の図を元に作成

<sup>6</sup> 18~19世紀にイギリスを中心に始まった、技術革新による産業の発展及びこれに伴う社会・経済の大改革のこと。

<sup>7</sup> 製品を製造し、利用後に廃棄する大量生産・大量廃棄型の経済活動のこと。

<sup>8</sup> 資源投入量や消費量を抑制し、限りある資源を持続可能な形で利用する経済活動のこと。



詳しくはこち  
(環境省Webサイト)

## 2. 国の動向

### 環境全般 高い生活の質(ウェルビーイング)

2024(令和6)年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染(海洋プラスチックごみによる汚染など)という3つの世界的危機に直面していることが指摘され、「環境保全」を通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング<sup>9</sup>、経済厚生の向上」、「人類の福祉への貢献」を目的として、「地域循環共生圏<sup>10</sup>」の構築といった政策を展開することとしています。



詳しくはこちら  
(環境省Webサイト)

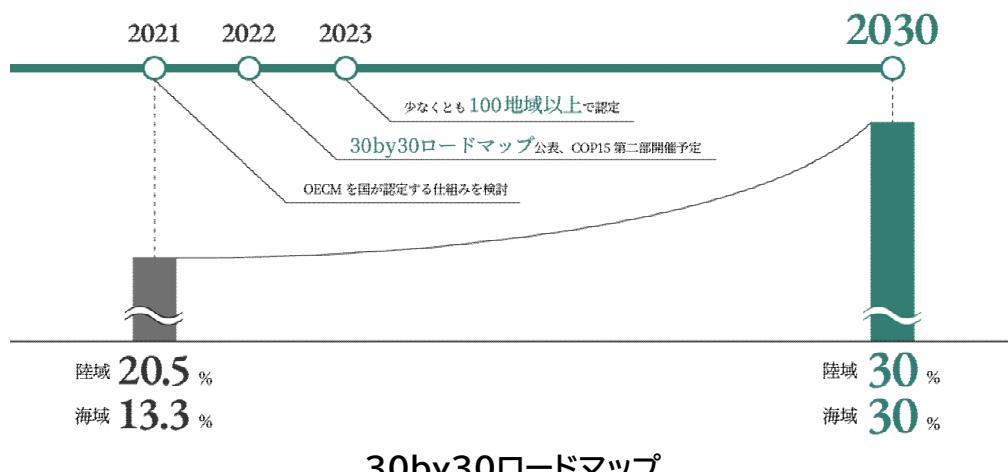
### 自然環境 自然共生サイト

2023(令和5)年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」は、30by30目標等の達成による2030(令和12)年の自然再興(ネイチャーポジティブ)実現を目指すものです。

30by30目標の達成に向けて、国では2023(令和5)年に自然共生サイトの認定を開始しており、2025(令和7)年時点で328カ所が自然共生サイトに認定されています。

また、2024(令和6)年3月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案」が閣議決定され、ネイチャーポジティブの実現に向けて、以下の認定制度の創設等の措置が講じられています。

- ✓ 企業等が作成する、地域の生物多様性の維持・回復・創出に資する計画の認定制度
- ✓ 市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動の認定制度



※2024(令和6)年8月現在の保護地域等の割合は、陸域20.8%、海域13.3%

出典:環境省

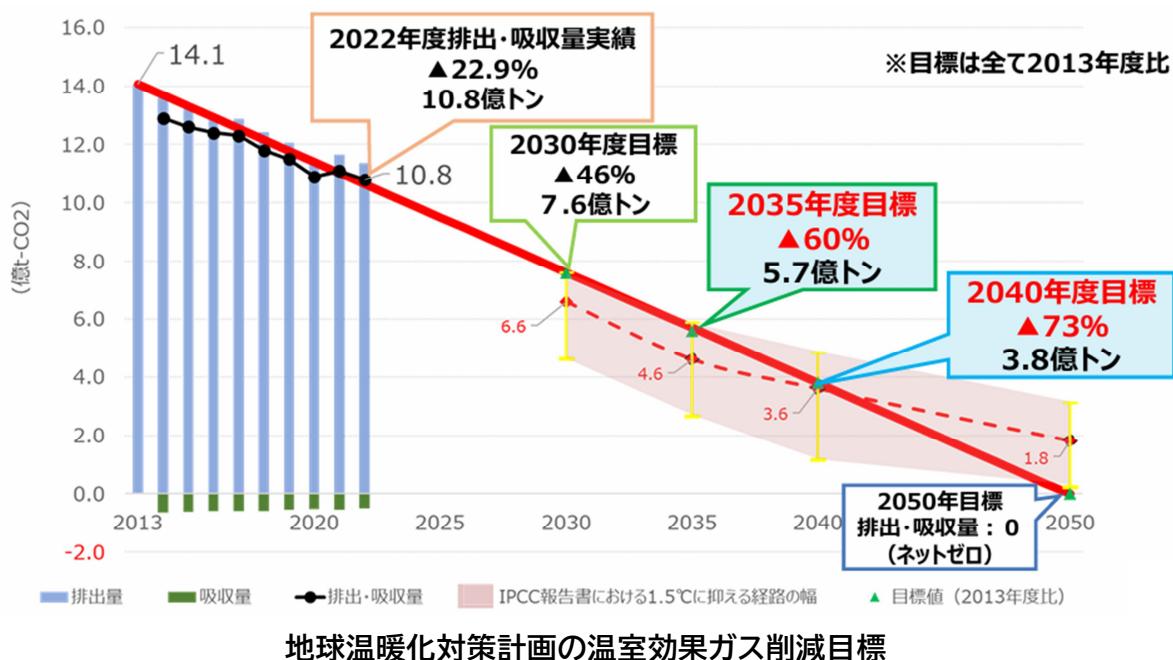
<sup>9</sup> 「身体的な健康」、「精神的な健康」、「社会的充足感」の3つの要素が満たされている状態のこと。

<sup>10</sup> 地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業(ローカルSDGs事業)を生み出しつづけることで地域課題を解決していく、自立した地域の形成と、地域の個性を生かして地域同士が支え合うネットワークの形成による「自立・分散型社会」を示す考え方。

## 脱炭素社会 2050年カーボンニュートラル宣言

2020(令和2)年10月、国はパリ協定の目標等を踏まえ、2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。これを受け、2021(令和3)年6月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」は、地域が主役となり、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指すものです。これを踏まえ、意欲と実現可能性が高い地域からその他の地域に脱炭素への取組が広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとして「脱炭素先行地域」の選定が進められています。

また、2025(令和7)年2月18日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、カーボンニュートラル実現に向けた目標として、温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で2035(令和17)年度に60%、2040(令和22)年度に73%削減とする新たな目標を設定しています。



出典:環境省資料「地球温暖化対策計画の概要」

## 循環型社会 循環経済への移行

2024(令和6)年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」は、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献するものとして、循環経済への移行を前面に押し出しています。

循環型社会の形成に向けて、国や地方公共団体、国民、NPO・NGO、事業者等多様な主体が連携・協働して取り組む必要があるとしています。

### 3. 茨城県の動向

#### 自然環境 湖沼の水質保全

本市が流域に含まれる霞ヶ浦や涸沼は、生活排水や工場・事業場排水の流入といった人の活動の影響を受けて、水質汚濁などの問題を抱えています。

茨城県は、2021(令和3)年3月に「涸沼水質保全の対応方針 ー 豊かな恵み、いこいの水辺 潶沼ー」、2022(令和4)年3月に「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」を策定し、湖沼の水質改善に向けた取組を推進しています。



涸沼の水質保全について  
(茨城県Webサイト)

#### 脱炭素社会 いばらきエコスタイル

茨城県では、環境に配慮したライフスタイルの定着による脱炭素社会の実現を目指し、県民運動「いばらきエコスタイル」の普及啓発を推進しています。

ライフスタイルを見直し、家庭や職場、移動時の省エネに取り組むことで、地球温暖化対策につながるだけでなく、家計にもやさしい取組となっています。



詳しくはこち  
(茨城県Webサイト)

#### 身近に取り組める省エネ行動

##### ①家庭でも職場でも冷暖房を適切に設定し、体感温度を服装で調節しよう



夏の冷房時の室温は28℃を目安に

年間で電気 **30.24 kWh** の省エネ  
約 **940 円節約 CO<sub>2</sub> 14.8 kg 削減**

(冷房温度27℃→28℃のケース(外気温31℃、エアコン(2.2kW))を  
1日9時間使用)

熱中症予防のため、エアコンを適切に使いましょう

冬の暖房時の室温は20℃を目安に

年間で電気 **53.08 kWh** の省エネ  
約 **1,650 円節約 CO<sub>2</sub> 25.9 kg 削減**

(暖房温度21℃→20℃のケース(外気温6℃、エアコン(2.2kW))を  
1日9時間使用)

##### ②マイバッグを携帯しよう

マイバッグを利用することで、プラスチックごみが削減され、環境保全につながります。

#### 家庭のエコスタイル

##### ①使い方の工夫で節電・省エネ

例えば…

冷蔵庫にものを詰め込みすぎない

年間で電気 **43.84 kWh** の省エネ

CO<sub>2</sub> **21.4 kg 削減**

(詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較)

**約1,360円節約**



入浴は間隔をあけずに

年間でガス **38.20 m<sup>3</sup>** の省エネ

CO<sub>2</sub> **85.7 kg 削減**

(2時間の放題により4.5℃低下した湯(200L)  
を追い焚きする場合(1回/1日))

**約6,190円節約**

##### ②家電・機器を選ぶときは「省エネ型」

例えば…

電気冷蔵庫 401~450L 新旧機種比較

年間で電気 **161 kWh** の省エネ

CO<sub>2</sub> **78.5 kg 削減**

(2013年製造12,860円▶2023年製造7,870円)

**約4,990円節約**



照明器具 白熱電球(54W相当)と電球型LEDランプの比較

年間で電気 **90.0 kWh** の省エネ

CO<sub>2</sub> **43.9 kg 削減**

**約2,790円節約**



電気冷蔵庫1台、電球5個を買い替えると、  
トータルで年間 **約20,000円** もお得に!

#### 身近に取り組める省エネ行動

出典:茨城県

## 移動のエコスタイル

### エコドライブのすすめ

エコドライブは燃費が良くなり経済的、そして周囲に気を配った加減速の少ない運転を実践することで、安全運転にもつながります。



#### 加減速の少ない運転

速度にムラのない走り方で燃費向上

年間でガソリン **29.29L** の省エネ

CO<sub>2</sub> **68.0kg**削減

約**3,560円**節約

#### ふんわりアクセル「eスタート」

最初の5秒で持速20kmが目安

年間でガソリン **83.57L** の省エネ

CO<sub>2</sub> **194.0kg**削減

約**10,150円**節約

#### アイドリングストップ

アクセルから足を離してエンジンブレーキで减速

ムダなアイドリングはやめよう

年間でガソリン **18.09L** の省エネ

CO<sub>2</sub> **42.0kg**削減

約**2,200円**節約

CO<sub>2</sub> **40.2kg**削減

約**2,110円**節約

エコドライブすると、  
トータルで年間**約18,000円**もお得に！

#### 公共交通機関を積極的に利用しよう

電車やバスなどの公共交通機関は多くの人を一度に運ぶため、環境に優しい移動手段です。駅までの徒歩移動など、健康面でもプラスに！

#### 燃費の良いエコカーを選ぼう

電車自動車やプラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車など次世代自動車への乗り換えは、ランニングコストの節約にもなり、経済的です。

## 移動のエコスタイル

出典:茨城県

## 循環型社会 いばらきフードロス削減プロジェクト

2021(令和3)年7月に「いばらきフードロス削減プロジェクト」を立ち上げ、賞味期限間近の食品や規格外農産物の活用促進等に取り組んでいます。

2025(令和7)年7月からは、県内食品5業態の事業者・団体がフードロス削減の取組の実施を宣言する「いばらきフードロス削減取組宣言」の募集を始めており、宣言した事業者・団体を「いばらきフードロス削減パートナー」として、その取組を紹介しています。



詳しくはこちら  
(茨城県Webサイト)

## いばらきフードロス削減プロジェクト

出典:茨城県

## 第3章 本市が目指す将来の環境像は？

### 1. 本市が目指す将来の環境像

本計画を推進するにあたり、各主体が積極的かつ主体的に環境保全活動に取り組むことのできる、簡潔でわかりやすい目標を市民・事業者と共有するため、本計画の策定にあたり実施した市民・事業者アンケートや市民ワークショップの結果も踏まえ、本市が目指す将来の環境像は以下のとおりとします。



#### ◆ 自然との共生

本市は、市域の中央部を貫流する涸沼川などの河川、愛宕山や佐白山といった山々、市内に広がる農地など、豊かな自然に囲まれ、その恵みを受けながら発展してきました。日本一の栽培面積を誇る栗をはじめとした、農耕地などの里山環境、本市が誇る稻田みかけ石や伝統工芸品である笠間焼の原料となる粘土など、本市の豊かな自然は、わたしたちの暮らしを支えるとともに、心を癒すかけがえのない財産です。環境保全の取組を継続することで健全な生態系を保全し、自然の恵みを持続的に享受することができる、人間社会と自然環境が調和を図りながら共存するまちを目指します。

#### 本計画の策定に向けて市民ワークショップを開催しました

本計画の策定にあたり、2025(令和7)年6月7日に、市内在住の方を対象としたワークショップを開催しました。

ワークショップでは、「市の環境を守るためにの取組について考える」というテーマを設けて意見を交わすとともに、本市の目指す将来の環境像について考えていただきました。



市民ワークショップ開催風景

## 本市が目指す将来の環境像

※将来像イラスト(見開き)とイラストの説明を追加します。

## 環境目標と施策体系

### (1) 環境目標

本市が目指す将来の環境像を実現するため、5つの環境分野ごとに環境目標とそれを達成するための取組方針を定めました。

第4章では、それぞれの環境目標の達成に向けて、取組方針に基づく主要施策や、具体的な行動内容等を展開するとともに、環境指標を設定します。環境指標の目標値達成に向けては、重点事業アクションプランで関連する取組を設定するなど、計画的に施策を推進します。



## (2) 施策体系

目標	自然との共生 かさま	
環境目標	環境要素	取組方針
1. 田園風景が美しく文化と調和した自然環境	1-1 生物多様性	生物多様性の保全・回復を目指し、健全な生態系を維持します
	1-2 自然景観	美しい自然景観・田園景観を保全・創造します
	1-3 公園・緑地	潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・活用します
2. 住み心地がよく健やかな生活環境	2-1 環境管理・公害防止	環境汚染や公害を未然に防ぎます
	2-2 有害化学物質	有害化学物質から健康を守ります
	2-3 暮らしのマナー・モラル	誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます
3. 地球温暖化防止へ貢献する脱炭素社会	3-1 再生可能エネルギー	再生可能エネルギー導入により、市全体へのエネルギーの自家消費を進めます
	3-2 省エネルギー	エネルギーの有効利用を推進します
	3-3 持続可能なまちづくり	住みやすく、働きやすく、災害に強い、持続可能な地域づくりを推進します
	3-4 気候変動への適応	気候変動による影響に対して、適応策に取り組みます
4. 資源を有効活用する循環型社会	4-1 廃棄物	4Rを推進し、ごみの排出量を減らします
	4-2 プラごみ	環境負荷ゼロへの挑戦(プラスチックごみゼロ宣言)のもとプラスチックの排出抑制及びリサイクルを推進します
5. 共に考え自ら行動する各主体による協働	5-1 環境教育・学習	環境保全について自ら考え、行動できる人を育てます
	5-2 環境保全活動	各主体の活動を活性化し、主体間の連携・協力を推進します

## 第4章 私たちは何をするの？

### 1. 田園風景が美しく文化と調和した自然環境

関連する  
SDGs のゴール



#### 目指す笠間市の姿

豊かな自然環境が保全され、多種多様な生物が生息しており、一人ひとりが生物多様性の重要性を認識し、身近な自然の保全に取り組んでいます。

また、各自が良好な景観形成に協力し、歴史・文化的資源を保全する取組に参加しています。

#### 現状と課題

##### ● 生物多様性の保全・回復

里地里山は、食料や木材といった自然資源の供給、景観形成や水源涵養<sup>11</sup>、多様な動植物の生息・生育場所となるなど、人にも生きものにも重要な財産です。生態系の保全だけではなく、これまで継承されてきた市の文化を守るためにも、有機農業をはじめとした環境にやさしい農業に取り組むなど、里地里山の保全・回復が必要です。

##### ● 野生鳥獣や外来生物による被害防止

イノシシなどの野生鳥獣による農作物への被害に対しては、笠間市鳥獣被害対策実施隊や地域捕獲団体による有害鳥獣捕獲や防除設備の設置支援を継続する必要があります。

また、特定外来生物<sup>12</sup>による、農作物への被害や在来種（昔から笠間市にいた動植物）の減少が懸念されます。市では毎年、民間団体を中心として「オオキンケイギク抜き取り作戦」を実施しています。今後は市民や事業者といった各主体も、身近な場所の環境に关心を持ち、特定外来生物を発見した際の通報など適切な処置を行っていく必要があります。

<sup>11</sup> 森林において、雨水が土壤に浸透して蓄えられ、時間をかけて流れていくことによる、渇水や洪水の緩和や、水質の浄化といったはたらきのこと。

<sup>12</sup> 海外起源の外来種のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるもの。笠間市では、オオキンケイギクやツヤハダゴマダラカミキリ、アライグマなどが確認されている。

## 環境要素と取組方針

環境要素	取組方針
1-1 生物多様性	生物多様性の保全・回復を目指し、健全な生態系を維持します
1-2 自然景観	美しい自然景観・田園景観を保全・創造します
1-3 公園・緑地	潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・活用します

### オーガニックビレッジ宣言を行いました

本市では、持続可能な農業の振興と環境負荷低減のため、有機農業をはじめとした「環境にやさしい農業」を地域全体で推進していくことを目的として、「笠間市有機農業実施計画」を策定するとともに、2024(令和6)年12月に「オーガニックビレッジ宣言」を行いました。

オーガニックビレッジとは、国の「みどりの食料システム戦略」を踏まえて、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のことです。

今後は、「笠間市有機農業実施計画」を基に、有機米の学校給食への提供を足掛かりとして、市民への認知度の向上や地産地消の実現を目指すとともに、市内観光施設等との連携により、笠間市産有機農産物のブランド化を目指します。



詳しくはこちら



水稻有機栽培技術講習会の様子



田んぼでの生きもの調査の様子

## 環境要素

### 1-1 生物多様性

## 取組方針

生物多様性の保全・回復を目指し、健全な生態系を維持します

### 施策展開の方向性

生物多様性の保全・回復に向けて、以下の方向性に基づいて取組を推進します。

- 河川流域の美化清掃活動などにより、良好な水辺環境を保全します。
- 水辺の生態系を保全・回復するため、河川やため池等の施設を適切に管理します。
- 環境にやさしい農業を推進します。
- 自然環境調査等により地域の生態系の把握に努めます。
- 外来種や有害鳥獣等の定着予防・防除等により、野生動植物の適切な保護に努めます。
- 子どもたちが生物多様性について学習できる機会を設けます。

### 各主体に期待する役割

#### 各主体に共通して期待する役割

- ・良好な自然環境の維持管理に協力します。
- ・特定外来生物について知識を深めるとともに、県や市への通報など適切な処置を行います。
- ・生物多様性の保全・回復について自発的に学習・実践します。

#### 市民に期待する役割

- ・ビオトープ<sup>13</sup>の整備に参加・協力します。
- ・森林所有者は、森林管理に努め、健全で豊かな森林を保全します。
- ・外来種を持ち込んだり、放したりしません。

#### 事業者に期待する役割

- ・河川等の整備に際しては、自然植生を破壊しないよう十分注意するとともに、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用に努めます。
- ・開発事業においては、周辺環境への影響を抑えるよう配慮します。

### 環境指標

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
自然共生サイト認定サイト数	箇所	0	3
本市における30by30達成状況	%	26.6	30

<sup>13</sup> 生物が生息する空間のこと。池沼、湿地、草地、里山林など様々なタイプのビオトープがある。

## 環境要素

### 1-2 自然景観

## 取組方針

美しい自然景観・田園景観を保全・創造します

### 施策展開の方向性

自然景観・田園景観の保全・創造に向けて、以下の方向性に基づいて取組を推進します。

- 本市の水と緑の資源を活かし、田園・集落・里山・山林を一体とした自然景観の保全・充実に努めます。
- 市内に所在する自然公園や環境保全地域における施設やコースの美化を通じて、自然公園の保全・活用を推進します。
- 郷土の歴史・文化的資源の保全・継承や、自然・文化と調和した街並みの保全・形成に向けた取組を推進します。

### 各主体に期待する役割

#### 各主体に共通して期待する役割

- ・まちの美化や緑化など、景観形成・保全対策に協力します。
- ・自然や景観に関する学習活動やイベントに参加・協力します。
- ・自然観察会に参加・協力し、自然と共生する上でのマナーの向上に努めます。
- ・自然環境を活かした公園づくりや公園等の美化活動に参加・協力します。

#### 事業者に期待する役割

- ・開発事業を行う際は、景観保全対策を実施します。

### 環境指標

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
環境保全の重要性啓発を目的とした植樹面積※	ha	10	12

※カスミ共感創造の森植樹祭(主催:株式会社カスミ)における植樹面積。



愛宕山での植樹祭の様子

## 環境要素

## 取組方針

### 1-3 公園・緑地

### 潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・活用します

#### 施策展開の方向性

公園・緑地の保全・創造に向けて、以下の方向性に基づいて取組を推進します。

- 公園の周辺環境整備等を通じて、既存公園の活用を推進します。
- 屋敷林や社寺林等の保全等、市街地の緑化を推進します。
- 公共施設や沿道の緑化等を通じて、公共空間等の緑化を推進します。
- 身近な公園や緑地の安心・安全な利用に向けた維持管理など、みどりのまちづくりを支える体制づくりに取り組みます。
- 「笠間市公園等適正配置計画」に基づき、持続可能で魅力ある空間づくりを推進します。

#### 各主体に期待する役割

##### 各主体に共通して期待する役割

- ・市が行う、公園づくりや緑化推進に関する地区の検討・指定に協力します。
- ・屋敷林や社寺林、平地林、里山などの維持管理及び保全に参加・協力します。
- ・都市緑化祭に参加・協力します。
- ・公園の維持管理(美化・緑化活動)に参加・協力します。
- ・街路樹などの植栽に関する検討に参加・協力するとともに、その維持管理(落ち葉の清掃や里親制度の参加等)に協力します。

#### 環境指標

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
市民と行政の協働による維持管理公園	箇所	7	7*

※笠間市都市公園グリーンパートナー制度<sup>14</sup>に基づいて市民団体の協働により維持管理している公園。高齢化等により維持管理継続が困難となっていることから、現状維持を目標とした数値。



鯉淵公園



いなだふれあい公園

<sup>14</sup> 公園の美化、維持管理等を行う地域の団体に対し報奨金を交付することで、市民が公園を快適かつ安全に利用できるようにするとともに、市民の自主的な活動の推進を図る制度。

## 2. 住み心地がよく健やかな生活環境

関連する  
SDGs のゴール



### 目指す笠間市の姿

大気汚染や水質汚濁、騒音、土壤汚染など、身の回りの環境問題が抑制され、人の健康や良好な生活環境が維持されています。また、一人ひとりが環境美化活動に取り組み、ごみのポイ捨てや不法投棄のない美しい街並みが保全されています。

### 現状と課題

#### ● 環境汚染や公害の防止

水質や大気、騒音・振動、悪臭など、公害を未然に防止するための取組を継続して実施していますが、事業活動による健康被害等に関する不安の声が寄せられています。良好な生活環境を保全し、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するためにも、関係機関とも連携し、環境汚染や公害に対して監視や指導を強化する必要があります。

#### ● ごみのポイ捨てや不法投棄の撲滅

本市では毎年、不法投棄ボランティア監視員によるパトロールや、区長会や民間団体の協力のもと実施しているクリーン作戦など、不法投棄回収の取組を推進していますが、未だにポイ捨てや不法投棄が後を絶ちません。これらの取組を引き続き実施しつつ、美化・清掃活動の強化や監視の目を増やすことで、ポイ捨てや不法投棄をしにくいまちづくりの推進が必要です。

#### ● ペットの飼育放棄ゼロ

茨城県動物指導センターによると、2024(令和6)年度の本市における犬猫収容頭数は、犬が70頭(うち子犬45頭)、猫が49頭(うち子猫46頭)となっています。

ペットを最後まで責任をもって飼うといった適正飼養の普及啓発や、犬と猫のマイクロチップ装着の徹底、飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を行うTNR活動<sup>15</sup>といった取組を推進し、飼育放棄されるペットを減らしていく必要があります。

### 環境要素と取組方針

環境要素	取組方針
2-1 環境管理・公害防止	環境汚染や公害を未然に防ぎます
2-2 有害化学物質	有害化学物質から健康を守ります
2-3 暮らしのマナー・モラル	誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます

<sup>15</sup> 飼い主のいない猫に対して、捕獲(Trap)、不妊去勢手術(Neuter)、元に戻す(Return)を実施することで、一代限りの命を全うさせ、地域の猫の繁殖を抑制する活動。

### 施策展開の方向性

良好な生活環境の維持・保全に向けて、以下の方向性に基づいて取組を推進します。

- 野焼きの防止等、家庭における大気汚染対策を推進します。
- 大気汚染防止法に基づく規制・指導により、事業所における大気汚染対策を推進します。
- 水質汚濁防止法等に基づく規制・指導により、事業所における水質汚濁防止対策を実施します。
- 井戸及び井戸水(地下水)の適正管理を促進します。
- 騒音規制法や振動規制法等に基づく規制・指導等により、事業活動に伴う騒音・振動対策を推進します。
- 事業所や家庭における悪臭防止対策を推進します。
- 土壌・地盤環境の保全に向けて、関係機関と連携した監視体制を整備します。
- 工場・事業所等における事業活動に対して、土壤汚染対策法や笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく規制・指導を推進します。
- 調査や規制・指導、苦情に対する相談窓口等、関係機関と連携した環境管理・公害防止体制を整備します。
- 事業活動において、法令適用外の行為であっても、周辺の生活環境に影響を与えない対策を講じるよう指導します。
- 環境汚染や公害に対する地域住民の不安を解消するための方策を検討します。

### 各主体に期待する役割

#### 各主体に共通して期待する役割

- ・エアコンや冷蔵庫など、フロンを使用する機器の適正な廃棄及び処理に努めます。
- ・除草剤や害虫駆除剤等の管理や使用回数、使用量などは、使用上の注意事項を確認し、遵守します。
- ・水源かん養林の保全活動に参加・協力します。
- ・井戸を所有している家庭・事務所では、その適正管理に努めるとともに、井戸水(地下水)汚染に対し関心を持ち、定期的に井戸水調査を実施します。
- ・使用済み食用油は適正に処理します。
- ・市等が行う土壤や地下水等の調査に協力します。

#### 市民に期待する役割

- ・家庭ごみなどは適正に処理し、野焼きは行いません。
- ・生活雑排水の適正処理に努めるとともに、浄化槽を定期的に整備・点検します。
- ・石けんや洗剤は環境にやさしい製品を選択し、適正な量を使用するよう努めます。
- ・近隣の迷惑とならないよう、楽器の演奏やカラオケは時間に配慮するとともに、ペットの鳴き声のしつけなどを適切に行います。

#### 事業者に期待する役割

- ・大気汚染防止法を遵守し、工場や事業所では適正な燃料を使用するとともに、立ち入り検査に協力し、改善指導に従います。
- ・悪臭防止法を遵守し、工場や事業所における悪臭防止に努めます。

- ・建設工事等においては、環境配慮型の建設機械(低騒音、低振動、低排出ガス)の使用に努めます。
- ・適切な設備設置や維持管理、作業方法に努め、汚濁排水を流さないように適切に処理します。
- ・騒音規制法や振動規制法を遵守し、騒音や振動を発生する設備等の適切な配置・維持管理を行うとともに、深夜営業等を行う際は、近隣の迷惑とならないよう配慮します。
- ・農業従事者は、化学肥料や農薬の使用量を減らした「環境にやさしい農業」に取り組みます。
- ・土壤汚染防止法を遵守し、工場や事業所では土壤汚染の防止に努めます。
- ・敷地内の緑地を管理する際は、適正な農薬使用に努めます。
- ・環境保全の取組に関する事業者間の情報交換や交流に努めます。
- ・公害防止の設備・機器の導入に努めます。
- ・法令適用外の事業活動であっても、周辺の生活環境に影響を与えないよう対策を講じます。

### 環境指標

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
合併浄化槽(処理人口普及率)※	%	29.6	34.3
河川の水質基準達成率	%	90.7	100

※笠間市の人団に対する、合併浄化槽の導入人口の割合。

### 環境に配慮した「アップサイクルカー」

本市では、リサイクル部品を使用して廃車を再生利用した車両「アップサイクルカー」を導入しました。アップサイクルカーを用いて、市内の不法投棄の監視や道路上のポイ捨てごみなどの回収を行うとともに、廃棄物の発生抑制や資源の有効活用をPRしています。



## 施策展開の方向性

有害化学物質対策に向けて、以下の方向性に基づいて取組を推進します。

- 有害化学物質について、関係機関と連携した情報収集・提供体制を整備します。
- 大気汚染防止法に基づきアスベスト<sup>16</sup>飛散防止対策を推進するとともに、除草剤や害虫駆除剤、事業活動に使用する薬品や建材等の化学物質の適正使用・適正管理を促進します。
- 廃棄物処理におけるダイオキシン類<sup>17</sup>対策を推進します。

## 各主体に期待する役割

## 各主体に共通して期待する役割

- ・新たな環境問題に関する正しい知識を得て、日常生活や事業活動に活かします。
- ・除草剤や害虫駆除剤等の管理や使用回数、使用量などは、使用上の注意事項を確認し、遵守します。

## 市民に期待する役割

- ・住宅を新築、改築する際は、安全な建材使用(ホルムアルデヒド対策等)に留意します。
- ・家庭ごみや庭木の剪定枝などは適正に処理し、野焼きは行いません。

## 事業者に期待する役割

- ・事務所や工場などを新設、更新する際などは、解体建築物の適正処理(アスベスト対策等)や、安全な建材使用(ホルムアルデヒド対策等)に留意します。
- ・化学物質を扱う事業所では、化学物質を適正に管理・使用します。
- ・廃棄物処理施設等の維持管理やダイオキシン類対策を徹底するとともに、排ガスに含まれるダイオキシン類の定期調査を継続して実施します。
- ・農林業に伴う焼却は適正に行い、原則として廃棄物処理法で定められた基準以外の焼却炉での焼却や野焼きは行いません。

## 環境指標

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
特定施設におけるダイオキシン類の排出基準達成率	%	100	100*

\*市域内のごみ処理施設等において、ダイオキシン類の排出基準達成の現状を維持することを目標とした数値。

<sup>16</sup> 天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、石綿(せきめん、いしわた)とも呼ばれる。断熱性や耐摩耗性といった特性を持っていることから建材などに使用されてきたが、呼吸により肺の中に入ることで肺線維症(じん肺)などの病気を引き起こすおそれがあることから、現在は製造等を禁止されている。

<sup>17</sup> ポリ塩化ジベンゾジオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCBs)という3種類の物質群の総称で、物が燃焼する際に発生する。多量にばく露することで、健康への影響が懸念される。

## 環境要素

## 取組方針

### 2-3 暮らしのマナー・モラル

誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます

### 施策展開の方向性

快適に暮らせるまちづくりに向けて、以下の方向性に基づいて取組を推進します。

- 家庭や事業所における環境意識の高揚や近隣に配慮したマナーやルールの普及を促進します。
- 不法投棄の防止や環境美化に向けて、不法投棄やポイ捨て対策を推進します。
- 市民・事業者と協力した市内の環境美化活動を推進します。

### 各主体に期待する役割

#### 各主体に共通して期待する役割

- ・笠間市すみよい環境条例の主旨を理解し、ごみのない清潔で美しいまちづくりに参加・協力します。
- ・不法投棄監視のボランティアに参加・協力します。また不法投棄や不適切なごみ排出などを発見した場合は、速やかに市に連絡します。
- ・道路や排水路の清掃、クリーン作戦などの環境美化活動に参加します。
- ・暮らしのマナー・モラルについて、自発的に学習・実践します。

#### 市民に期待する役割

- ・近隣に配慮し、迷惑をかけないための暮らしのルールやマナーを順守します。
- ・ペットの適切な飼育方法等のルールやマナーを順守します。

#### 事業者に期待する役割

- ・開発事業を実施する際は、廃棄物や残土の適正処理を徹底するなど、周囲の環境への影響に配慮します。

#### 来訪者に期待する役割

- ・持ち込んだごみは自宅に持ち帰り、適切に処分します。
- ・市内の施設等はきれいに使用します。

### 環境指標

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
ごみ集積ボックス新設・改築	箇所	18	20
犬猫収容頭数	頭	119	70*

\*犬猫の適正飼養を普及啓発することにより、飼育放棄されることなく、茨城県動物指導センターへの収容頭数を減らすことを目標とした数値。

### 3. 地球温暖化防止へ貢献する脱炭素社会

関連する  
SDGs のゴール



#### 目指す笠間市の姿

省エネ設備の導入や太陽光発電設備の設置が進み、温室効果ガスの排出量が抑えられた、脱炭素型のまちになっています。また、気候変動への適応が進み、生活への影響が最小限となっています。

#### 現状と課題

##### ● 再生可能エネルギーの導入や省エネ行動による脱炭素社会の実現

本市では、環境に配慮した移動手段として、小型電気自動車やEV軽自動車の導入、シェアサイクル<sup>18</sup>の運用を行っています。また、太陽光発電・蓄電システム設置に対する補助金の交付、省エネ行動の普及啓発に取り組んでいます。

今後も市民や事業者への支援を継続するとともに、二酸化炭素吸収源となる森林の適切な整備も推進する必要があります。

一方で、古くなった太陽光パネルについては、今後、多くが更新時期を迎えることから、リサイクルなど適正な対応を行うよう、市民・事業者に促していく必要があります。

##### ● 気候変動への適応

地球温暖化に伴う気候変動により、極端な高温や大雨の発生頻度や強度が増加すると予測されており、本市においても、熱中症や感染症拡大などの健康被害、農作物への影響等が懸念されています。公共施設や民間施設への指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定や、気候変動に合わせた品種改良や作物の転換など、各分野における対策の推進が必要です。

#### 環境要素と取組方針

環境要素	取組方針
3-1 再生可能エネルギー	再生可能エネルギー導入により、市全体へのエネルギーの自家消費を進めます
3-2 省エネルギー	エネルギーの有効利用を推進します
3-3 持続可能なまちづくり	住みやすく、働きやすく、災害に強い、持続可能な地域づくりを推進します
3-4 気候変動への適応	気候変動による影響に対して、適応策に取り組みます

<sup>18</sup> 自転車をシェア(共有)し、必要なタイミングで自転車を利用する仕組みのこと。

## 環境要素

### 3-1 再生可能エネルギー

## 取組方針

再生可能エネルギー導入により、市全体へのエネルギーの自家消費を進めます

## 施策展開の方向性

再生可能エネルギーの自家消費による温室効果ガス排出量削減に向けて、以下の方向性に基づいて取組を推進します。

- 公共施設において、再生可能エネルギー由来の電力や再生可能エネルギー設備の積極的な導入を推進します。
- 建物等への再生可能エネルギーの導入等、景観への配慮を含めた環境負荷の少ないエネルギー利用を推進します。
- 現在開発が進められている次世代型太陽電池(ペロブスカイト太陽電池<sup>19</sup>など)の導入を積極的に検討します。

## 各主体に期待する役割

### 各主体に共通して期待する役割

- ・電気の契約について、再生可能エネルギー割合が100%の電気プラン導入を検討します。
- ・再生可能エネルギーの利用について、自発的に学習・実践します。

### 市民に期待する役割

- ・住宅の屋根に太陽光発電設備を設置するなど、再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費に努めます。

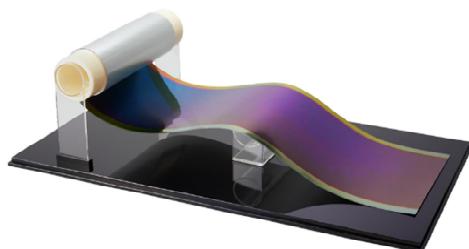
### 事業者に期待する役割

- ・建物等の新設や更新にあたっては、再生可能エネルギーの導入及び自家消費に努めます。
- ・工場やショッピングセンターなどの広い駐車場については、ソーラーカーポート<sup>20</sup>の導入を検討します。

## ペロブスカイト太陽電池

太陽光発電設備の主流であるシリコン太陽電池に対して、次世代型太陽電池としてペロブスカイト太陽電池が注目されています。

ペロブスカイト太陽電池は、軽量・柔軟といった特徴を持ち、これまでのシリコン太陽電池が設置困難であった場所にも設置が可能であることから、今後の導入拡大が期待されています。



フィルム型ペロブスカイト太陽電池  
出典:積水化学工業株式会社

<sup>19</sup> ペロブスカイト結晶構造を持つ材料を用いた次世代型太陽電池の総称。軽量・柔軟といった特徴を持ち、再生可能エネルギーの導入拡大と地域共生を両立するものとして期待されている。

<sup>20</sup> 駐車場を活用した太陽光発電設備のこと。

## 環境指標

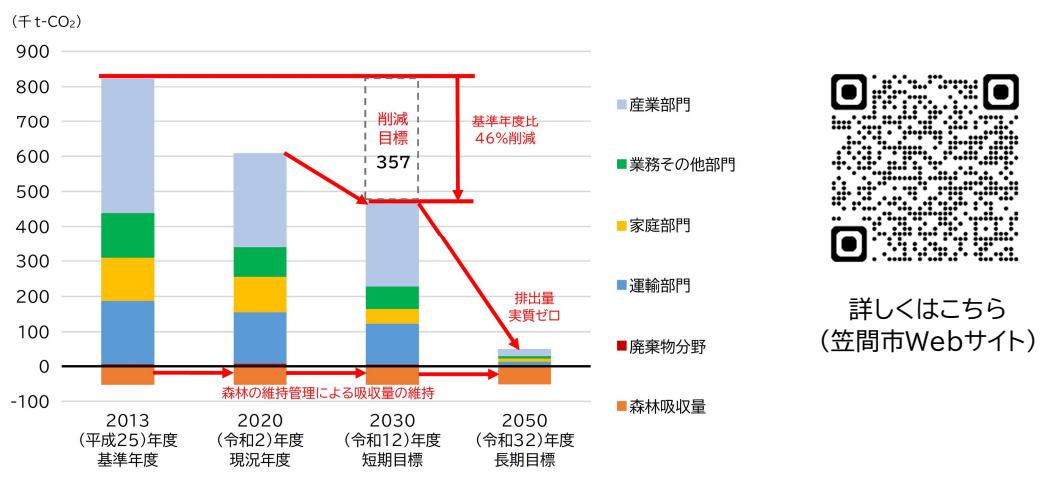
環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
市有施設への太陽光発電設備の設置(性質上適しない施設を除く)【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】	%	13.1	50
市で調達する電力における再生可能エネルギーの割合【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】	%	1.1	60
市の事務・事業により排出される温室効果ガス排出量削減割合(2013(平成25)年度比)【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】	%	▲8.4	51
一般廃棄物の焼却及び下水道等の処理により排出される温室効果ガス排出量削減割合(2013(平成25)年度比)【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】	%	9.9	15
市補助による住宅用太陽光発電・蓄電システム設置件数	件/年	53	60
市域の温室効果ガス排出量削減割合(2013(平成25)年度比)【笠間市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】	%	25 <sup>*</sup> (R4)	46

※環境省が公表している自治体排出量カルテの最新数値。

## 本市の温室効果ガス排出量削減目標

本市は、2024(令和6)年3月に「笠間市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を設定しました。

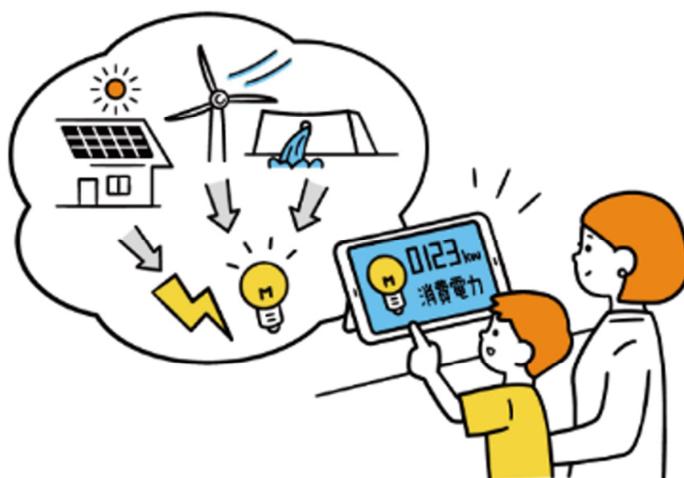
2030(令和12)年度までの目標として、市域の温室効果ガスの排出量を2013(平成25)年度に比べて46%削減するとともに、50%削減の高みに向けて挑戦を続けることとしました。また、2050(令和32)年度までに市域の温室効果ガスの排出量に対して、森林保全による吸収量を含めながら実質ゼロを目指します。



## 施策展開の方向性

省エネ行動による温室効果ガス排出量削減に向けて、以下の方向性に基づいて取組を推進します。

- カーボンニュートラルの実現を目指した取組を積極的に実施します。
- 地球温暖化の原因や影響、脱炭素社会の実現に向けた取組に関する情報提供を通じて、地球温暖化に対する理解を促進します。
- 省エネ活動や緑のカーテン<sup>21</sup>の普及などを通じて、家庭や学校における地球温暖化対策の普及を促進します。
- クリーンエネルギー自動車<sup>22</sup>の導入やエコドライブ<sup>23</sup>等、環境に配慮した自動車利用を促進します。
- 省エネルギー促進のための意識啓発や情報提供を推進します。
- 高効率機器の導入等、公共施設の省エネルギー化を推進します。
- 市の事務・事業において、地球温暖化防止に向けて率先的に取組を推進します。



出典:環境省 COOL CHOICE Webサイト

<sup>21</sup> グリーンカーテンとも呼ばれる、植物を建築物の外側でカーテン状に生育させたもの。直射日光を遮り室内の温度上昇を抑える、植物の蒸散作用によって気温がわずかに下がるといった効果がある。

<sup>22</sup> 電気自動車(EV)やハイブリッド自動車(HV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)など、走行時に排出する温室効果ガスが少ない、あるいは全く排出しない、環境にやさしい自動車のこと。

<sup>23</sup> 急発進や急加速の回避、アイドリングストップなど、燃料消費量やCO<sub>2</sub>排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心掛けのこと。

## 各主体に期待する役割

### 各主体に共通して期待する役割

- ・省エネ機器の導入や環境負荷が少ない商品の購入に努めます。
- ・冷暖房設備使用時は、適正な温度設定を心がけます。
- ・使用していない部屋の照明などは、こまめに消します。
- ・日頃から節水を心がけます。
- ・省エネについて、自発的に学習・実践します。

### 市民に期待する役割

- ・茨城エコ・チェックシート<sup>24</sup>などを活用し、省エネルギー活動を行います。
- ・住宅の新築や建替えにあたっては、断熱効果の高い建物や住宅を検討します。また、省エネルギー設備を積極的に導入します。

### 事業者に期待する役割

- ・建造物の新設や更新にあたっては、断熱効果の高い建物構造を検討します。また、省エネルギー設備の導入に努めます。
- ・茨城エコ事業所登録制度<sup>25</sup>への登録など、環境配慮活動や環境マネジメントシステム<sup>26</sup>の導入に努めます。
- ・家電など省エネ機器や、断熱効果の高い建物、住宅の開発・情報提供に努めます。

## 環境指標

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
市有施設へのLED照明の導入割合 【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】	%	24.5	100
市の事務・事業により排出される温室効果ガス排出量削減割合(2013(平成25)年度比)【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】(再掲)	%	▲8.4	51
一般廃棄物の焼却及び下水道等の処理により排出される温室効果ガス排出量削減割合(2013(平成25)年度比)【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】(再掲)	%	9.9	15
市域の温室効果ガス排出量削減割合(2013(平成25)年度比)【笠間市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】(再掲) <sup>※</sup>	%	25 (R4)	46

※環境省が公表している自治体排出量カルテの最新数値。

<sup>24</sup> 茨城県の「いばらきエコスタイル」Webサイトで提供されている、日常で手軽に取り組むことのできるエコな行動を確認できるチェックシート。

<sup>25</sup> 茨城県が運営する環境マネジメントシステムで、環境にやさしい取組を行う事業所を登録し、その取組を広く県民に紹介する制度。

<sup>26</sup> 組織や事業者が環境保全に関する取組を自主的に進めるための体制・手続き等の仕組みのこと。

## 環境要素

### 3-3 持続可能なまちづくり

## 取組方針

住みやすく、働きやすく、災害に強い、持続可能な地域づくりを推進します

## 施策展開の方向性

持続可能なまちづくりに向けて、以下の方向性に基づいて取組を推進します。

- 低公害車の使用やエコドライブ等、環境に配慮した自動車利用を促進します。
- 渋滞緩和に向けて交通流<sup>27</sup>の円滑化を図ります。
- 公共交通機関や自転車利用等の普及を通じて、スマートムーブ(自動車利用の抑制)を図ります。
- CO<sub>2</sub>の吸収源としての森林整備を促進します。

## 各主体に期待する役割

### 各主体に共通して期待する役割

- ・市が行う森林整備に参加・協力します。

### 市民に期待する役割

- ・マイカーの更新、購入に際しては、クリーンエネルギー自動車の購入に努めるとともに、エコドライブを実践します。
- ・通勤や買い物、旅行などの際は、できるだけ徒歩や自転車、鉄道などの公共交通機関を利用します。

### 事業者に期待する役割

- ・社用車の更新、購入に際しては、クリーンエネルギー自動車の購入に努めるとともに、エコドライブや自動車の利用時間の平準化を実践します。
- ・交通事業者は、市が行う公共交通網の整備に協力します。
- ・出張の際に相乗りや公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を抑制するとともに、短距離の移動は徒歩や自転車利用に努めます。
- ・市民の利用が多い民間施設においては駐輪場の設置に努めます。

## 環境指標

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
ノーマイカー普及啓発参加者数 【笠間市地域公共交通計画】	人/年	8,215	9,100
公共交通利用者数(鉄道)【笠間市地域公共交通計画】	人/日	5,725	6,000
公共交通利用者数(路線バス・周遊バス・ <u>デマンドタクシー</u> <sup>28</sup> )【笠間市地域公共交通計画】	人/年	145,509	200,400
シェアサイクル・レンタサイクル等利用台数 【笠間市地域公共交通計画】	台/年	2,942	3,300

<sup>27</sup> 道路を走る車両の動きや流れのこと。

<sup>28</sup> 利用者の予約(デマンド)に応じて経路や時刻を変えて運行する、事前予約制の乗り合いタクシー。

## 環境要素

### 3-4 気候変動への適応

## 取組方針

気候変動による影響に対して、適応策に取り組みます

### 施策展開の方向性

気候変動による影響の回避及び軽減に向けて、以下の方向性に基づいて取組を推進します。

- 気候変動適応に関して情報収集に努めるとともに、市民や事業者に対して情報提供や普及啓発を行います。
- 公共施設や民間施設のクーリングシェルターの指定を推進し、市民の熱中症予防を推進します。

### 各主体に期待する役割

#### 各主体に共通して期待する役割

- ・日頃から節水を心がけます。
- ・夏は適切に空調機器を使用するとともに、こまめな水分補給や打ち水、緑のカーテンに取り組み、暑さ対策を行います。
- ・笠間市ハザードマップを確認する、非常用持ち出し袋を用意するなど、災害への備えを行います。
- ・気候変動対策について、自発的に学習・実践します。

#### 市民に期待する役割

- ・日傘や水筒を持ち歩くなど、熱中症対策に努めます。

#### 事業者に期待する役割

- ・小売店においては、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、一時的に暑さをしのぐ場所としてだれでも利用できるよう、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定に協力します。

### 環境指標

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
クーリングシェルター施設数	施設	38	100

### 「クーリングシェルター」を開放しています

本市では、夏季の熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、市の施設やご協力いただける民間施設を「クーリングシェルター」として開放しています。

市内のクーリングシェルターには右のロゴマークを表示しておりますので、暑さをしのぐ一時的な休憩場所として、各施設のルールを守ってご利用ください。



クーリングシェルター  
ロゴマーク

## 4. 資源を有効活用する循環型社会

関連する  
SDGs のゴール



### 目指す笠間市の姿

廃棄物の減量や資源化に関する取組が進み、資源循環型のまちが形成されています。また、一人ひとりがマイバッグやマイボトルを持ち歩くといった取組を行い、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックごみを排出しない生活を実践しています。

### 現状と課題

#### ● 持続可能な循環型社会への移行

大量生産・大量消費社会から資源を循環利用する社会に転換していくため、廃棄物の発生回避、抑制や減量化を含む4R<sup>29</sup>(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)について普及啓発し、一人ひとりの取組を促進していく必要があります。

#### ● プラスチックごみゼロ宣言

本市では2020(令和2)年7月に「環境負荷ゼロへの挑戦(プラスチックごみゼロ宣言)」を行い、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの削減やボトルtoボトル水平リサイクル<sup>30</sup>事業といった取組を進めています。今後も、プラスチックごみの削減に向けた事業や普及啓発を推進する必要があります。

### 環境要素と取組方針

環境要素	取組方針
4-1 廃棄物	4Rを推進し、ごみの排出量を減らします
4-2 プラごみ	環境負荷ゼロへの挑戦(プラスチックごみゼロ宣言)のもとプラスチックの排出抑制及びリサイクルを推進します

<sup>29</sup> ごみになるものを断つ発生回避(Refuse/リフューズ)、ごみの発生抑制(Reduce/リデュース)、再利用(Reuse/リユース)、再生利用(Recycle/リサイクル)の頭文字を取って名付けられた造語で、廃棄物の減量とリサイクルに向けた取組を表す。

<sup>30</sup> 使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生し繰り返しリサイクルし続けること。

## 環境要素

## 取組方針

### 4-1 廃棄物

### 4Rを推進し、ごみの排出量を減らします

#### 施策展開の方向性

ごみの減量に向けて、以下の方向性に基づいて取組を推進します。

- 廃棄物処理施設の計画的な施設整備・更新を行うなど、適正なごみ処理を推進します。
- 4Rの普及やごみ出しルール・マナーの徹底など、市民・事業者のごみの適正処理を促進します。
- ごみ収集業者との連絡や調整を密に行い、適切な収集体制を確立します。
- 廃棄物の減量化やゼロエミッション<sup>31</sup>等のごみ減量化に向けた事業活動を促進します。

#### 各主体に期待する役割

##### 各主体に共通して期待する役割

- ・ごみ問題や4Rについて関心を持ち、自発的に取り組みます。

##### 市民に期待する役割

- ・ごみの減量化やリサイクルを推進するため、エコクッキング<sup>32</sup>等の普及啓発活動を通じて、積極的に生活習慣を見直す取組に努めます。
- ・買い物の際はエコショップ<sup>33</sup>を積極的に利用するなど、環境に配慮した商品を選択します。
- ・不用品を処分する際は、フリーマーケットへの出店や広報等のリサイクル情報を活用します。
- ・使わなくなった家電等は、リユースショップを利用するなど、ごみの減量化に努めます。
- ・ごみの収集日を把握し、市の分別方法や適切なごみ出しのルール、マナーを順守します。
- ・ごみ集積所の美化など、適正な管理に努めます。
- ・資源物(紙・布類、缶、ペットボトルなど)の分別によるごみ減量化やリサイクルを目的とした小型家電回収など、市が実施する4Rの取組に協力します。

##### 事業者に期待する役割

- ・飲食店や食品加工場等では、生ごみを減らす工夫に努めるとともに、生ごみ処理機の活用などにより、飼料や肥料として減量化やリサイクルに努めます。
- ・エコショップ制度に登録するとともに、環境に配慮した商品の販売に努めます。
- ・小売店では、消費者へマイバッグの利用を促し、レジ袋の削減に協力します。
- ・ごみの排出時は、市の分別方法を順守します。
- ・環境マネジメントシステムの構築など、事業活動における廃棄物の減量化・リサイクルに努めます。
- ・廃棄物を再生利用した製品の開発などにより、ゼロエミッションを推進します。

#### 環境指標

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
1人1日当たりごみ焼却量	g/人/日	753	659*
一般廃棄物の出口循環利用率(ごみの再資源化率)	%	8.3	14.5

<sup>31</sup> 製品の製造過程で発生する廃棄物等をリサイクルしたり、他の産業の原料として活用したりすることにより、最終的に廃棄物の排出をゼロにすること。

<sup>32</sup> 地産地消、必要な分だけ購入するなど、環境に配慮した買い物から、食材を無駄なく利用した料理、ごみの分別とリサイクルを考慮した片付けなどの取組。

<sup>33</sup> 環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる店舗。茨城県及び笠間市を含む各市町村において、エコショップの認定申請を受け付けている。

## 環境要素

### 4-2 プラごみ

## 取組方針

環境負荷ゼロへの挑戦(プラスチックごみゼロ宣言)のもとプラスチックの排出抑制及びリサイクルを推進します

## 施策展開の方向性

プラスチックの排出抑制及びリサイクルに向けて、以下の方向性に基づいて取組を推進します。

- 市民や事業者に対し、使い捨てプラスチック等削減の取組を促します。
- プラスチックの分別収集体制と連動した受入体制及びリサイクルルート(選別・保管後の再商品化に向けた引き渡し先)の確保など、プラスチックの分別に関する仕組みを構築します。

## 各主体に期待する役割

### 各主体に共通して期待する役割

- ・ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの削減に自発的に取り組みます。
- ・プラスチックの排出抑制やリサイクルについて理解を深め、新たに構築される市の分別ルールに協力します。

### 市民に期待する役割

- ・マイバッグやマイボトル、マイ食器等を使用しワンウェイ(使い捨て)プラスチックの削減に取り組みます。
- ・エコマークなどの環境ラベル<sup>34</sup>がついた商品や再生品、リターナブル容器<sup>35</sup>商品、詰替え用商品など、プラスチック容器や製品について環境に配慮した商品の積極的な購入に努めます。
- ・今後、検討・構築されるプラスチックの分別ルールを理解し、分別に協力します。

### 事業者に期待する役割

- ・事業所内でプラスチックのリデュース、リユース、リサイクルを推進するなど、プラスチックの資源循環に取組みます。
- ・プラスチック使用製品について環境に配慮した開発や販売に努めます。
- ・今後、検討・構築されるプラスチックの分別ルールを理解し、分別に協力します。

## 環境指標

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
プラスチック分別に関する仕組みの構築	-	検討中	構築

<sup>34</sup> 製品やサービスの環境的側面について、購入者に伝える文言やシンボル、図形、図表などのこと。

<sup>35</sup> 再利用できる容器のことで、環境負荷の低減や資源の節約といった効果がある。

## 主な民間事業者との連携による取組

### ◆ 「ボトルtoボトル」水平リサイクル事業

本市はサントリーグループと協定を締結し、2022(令和4)年2月より、「ボトルtoボトル」水平リサイクル事業を実施しています。水平リサイクルにより市民から回収したペットボトルを新たなペットボトルに再生することで、資源を繰り返し利用できるため、原油からペットボトルを製造する方法と比べて二酸化炭素の排出量を60%以上削減することができます。市民の皆さんのが資源物として排出し、市が回収したペットボトルと同じ量が「サントリー製飲料のペットボトル」として生まれ変わることで、資源の循環につながります。

水平リサイクル事業の推進には、市民の皆さまの協力が必要です。ご家庭から出たペットボトルは、キャップとラベルを外して分別し、中を軽くすすぐから資源物として集積所に出しましょう。



出典:笠間市

### ◆ 家庭系廃食用油の回収及びリサイクル

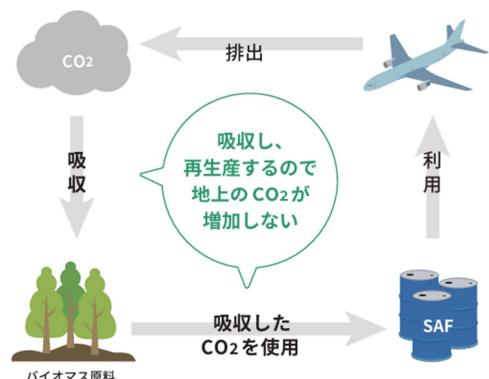
本市はENEOS株式会社及び株式会社吉川油脂と持続可能な資源循環社会の実現に関する連携協定を締結し、市役所本所資源循環課または各支所地域課で廃食用油を回収しSAFに再資源化する事業に取り組んでいます。

SAFとは、持続可能な航空燃料(Sustainable aviation fuel)のことです。廃食用油や微細藻類、木くず、サトウキビ、古紙などを主な原料として製造され、従来の化石燃料由来の燃料と比べてCO<sub>2</sub>削減につながると考えられています。

不要になった食用油のリサイクルにより、循環型社会の形成につながるほか、家庭の排水管の詰まりや河川の水質悪化の防止にもなります。ぜひ廃食用油の回収にご協力ください。



詳しくはこちら  
(笠間市Webサイト)



SAFの原料調達から利用までの流れ

出典:国土交通省

## 5. 共に考え自ら行動する各主体による協働

関連する  
SDGs のゴール



### 目指す笠間市の姿

誰もが環境問題に関心を持ち、環境教育・環境学習の機会を積極的に利用して理解を深めるとともに、自らができるを考え、責任ある行動を取っています。また、市や市民、事業者、民間団体といった各主体の連携・協力により、環境保全活動が活発に行われています。

### 現状と課題

#### ● 環境教育・環境学習による行動変容

環境課題の解決に向けて、一部の人だけが問題に取り組むのではなく、本市に関わるすべての人が環境に関心を持ち、理解と意識を高めることが重要です。

本市では、民間団体との協働により「環境寺子屋」の開催や自然観察会、小学生を対象とした環境教育・環境学習の機会を設けています。引き続き環境教育・環境学習の機会を提供するとともに、一人でも多くの人がその機会を利用できるよう情報発信をしていく必要があります。

#### ● 各主体による協働の形成

市が直面している環境課題の解決に向けては市や市民、事業者、民間団体といった各主体が協働で取り組むことが効果的と考えられます。そのため、意欲ある主体同士のつながりができ、情報発信・情報交換ができる場の構築が求められます。

### 環境要素と取組方針

環境要素	取組方針
5-1 環境教育・学習	環境保全について自ら考え、行動できる人を育てます
5-2 環境保全活動	各主体の活動を活性化し、主体間の連携・協力を推進します

## 施策展開の方向性

環境教育・環境学習の機会の充実に向けて、以下の方向性に基づいて取組を推進します。

- 市域全体の環境教育・学習の質の向上や教材の充実等を通じて、学校や課外学習等における環境学習を推進します。
- 関係機関と連携し、市民や事業者への環境学習を促進するとともに、市職員の環境意識の向上を図ります。
- 環境学習施設の活用や地域の自然にふれあう体験型学習機会の充実を図ります。
- 環境教育・学習へ活用できる資料・情報の提供体制の整備を推進します。

## 各主体に期待する役割

## 各主体に共通して期待する役割

- ・環境に関する情報を市に提供します。
- ・市が提供する環境情報を利用します。
- ・環境保全について、自発的に学習・実践します。

## 市民に期待する役割

- ・家庭において幼児期から環境教育・環境学習に努めます。
- ・児童や生徒は、課外の環境学習活動に参加します。
- ・地域で行われる各種講習会や体験型の学習プログラム等に参加・協力します。
- ・地域のコミュニティや住民団体等による環境保全活動等に参加・協力します。
- ・体験型学習施設や出前講座等を活用し、環境学習に努めます。

## 事業者に期待する役割

- ・環境に関するチラシやパンフレットを事業所内で掲示・配布するなど、環境教育・環境学習を実践します。
- ・地域で行われる各種講習会や体験型の学習プログラム等に参加・協力します。
- ・社内研修等において出前講座を活用し、環境学習に努めます。

## 環境指標

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
環境関連行事参加者数※	人/年	839	850

※涸沼川・巴川探検隊、オオキンケイギク抜き取り作戦、自然観察会、ビオトープ天神の里での体験学習、かさまヨーモンフォレスト<sup>36</sup>でのワークショップ、環境寺子屋事業の参加者数

<sup>36</sup> 森林を特定の個人や企業のものでなく、みんなの共有財産として次世代に残していくことを目的に自然再生や保全活動を行う場所。

## 環境寺子屋

本市では、子どもから大人までを対象に、身近な環境から地球規模の環境問題まで幅広く学ぶ機会として、「環境寺子屋」を開催しています。

これまでに開催した環境寺子屋の内容を一部ご紹介します。

- **プラスチックリサイクルについて学ぼう**  
小学生を対象に、ペットボトルの細片からプラスチック繊維を作る実験を行い、プラスチックがリサイクルされる工程を楽しいながら学ぶイベントを開催しました。
- **講演会「地球温暖化と私たちの未来～ゼロカーボンシティの実現に向けて～」**  
茨城大学の特命教授・前学長の三村様を講師に迎え、地球温暖化や気候変動の現状と将来予測、地球温暖化対策の内容と世界の動き、笠間市の取組などについてわかりやすく教えていただく講演会を開催しました。
- **エコクッキング**  
小学4～6年生を対象に、環境のことを考えながら、買い物や調理、食事、後片付けまでを行うエコクッキングを開催しました。
- **もったいない学会座談会「身近なエネルギーと3Rの今」**  
NPO法人もったいない学会の会員を講師に迎え、身近なエネルギーとごみ、3Rの今について座談会を開催しました。



環境寺子屋の開催風景

出典:笠間市Webサイト

## 環境要素

## 取組方針

### 5-2 環境保全活動

各主体の活動を活性化し、主体間の連携・協力を推進します

#### 施策展開の方向性

協働の形成に向けて、以下の方向性に基づいて取組を推進します。

- 環境保全の取組における地域コミュニティ活動を促進します。
- 関係団体の連携や情報交換等の交流基盤の構築等を通じて、市民・事業者の環境保全活動への支援を推進します。
- 周辺自治体や民間団体等との広域連携による取組を推進します。

#### 各主体に期待する役割

##### 各主体に共通して期待する役割

- ・他の民間団体や事業者等との連携や情報交換に努めます。

##### 市民に期待する役割

- ・環境保全に関する講習会や研修会、コミュニティ活動等に参加・協力します。
- ・市の広報紙やSNSから環境保全に関する情報を収集し、環境サポート制度<sup>37</sup>に登録します。

##### 事業者に期待する役割

- ・環境保全に関する講習会や研修会、コミュニティ活動等に参加・協力するとともに、従業員等の参加を奨励します。

#### 環境指標

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
笠間市環境サポート制度登録人数	人	219	600

<sup>37</sup> 環境保全活動に賛同する市民に、市の環境情報を発信するSNS(FacebookやInstagram)をフォローしてもらうことで、環境保全活動の活性化を図る制度。

# 第5章 力を入れる重点事業は？

## 1. 重点事業の位置づけとねらい

笠間市における環境課題と地域特性を踏まえ、重点的に取り組んでいくべきテーマについて重点事業を設定し、推進します。市民、事業者、民間団体により構成される「かさま環境市民懇談会」との協働により、それぞれの重点事業について複数の個別事業を設定するとともに、計画期間である5年間で目指す目標を定め、目標達成に向けた毎年の取組内容を検討していきます。

## 2. 重点事業の方針

重点事業は以下の方針に基づいて取り組みます。

- 市民・事業者と一緒に取り組んでいきます
- 市とかさま環境市民懇談会の協働によりアクションプランを策定して事業を推進します
- かさま環境市民懇談会による毎年の評価・見直しにより、着実に取組を実行します

## 3. 重点事業の内容

本計画の対象とする5分野ごとに、重点事業を設定しました。

分野	設定の視点	重点事業
自然環境	笠間市の貴重な自然環境を保全し、生物多様性の回復に向けて取り組む主体の拡大	かさま自然再興事業
生活環境	市民・事業者との協働による、不法投棄・飼育放棄をしにくいまちづくり	不法投棄・飼育放棄ゼロ事業
脱炭素社会	市域における再エネ導入促進及び気候変動への適応	脱炭素社会実現事業
循環型社会	持続可能な循環型社会の形成推進	資源循環型まちづくり事業
環境教育・協働	各主体が環境保全活動に取り組む機会の創出	環境保全活動活性化事業

## 【自然環境】

### 1. かさま自然再興事業

本市の豊かな自然を保全・回復し、自然と共生するまちづくりを推進するため、民間団体や事業者による自然共生サイト認定申請を支援するなど、各主体による自然環境保護の取組促進を検討します。

また、市内のビオトープについて、民間団体の協力を得ながら、自然観察会の実施など環境教育の場としての活用を継続します。



自然観察会

出典:笠間市Webサイト

## 【生活環境】

### 2. 不法投棄・飼育放棄ゼロ事業



不法投棄

出典:笠間市Webサイト

ポイ捨てや不法投棄に対して、不法投棄の発見や通報が多い場所における監視カメラ及び看板の設置、不法投棄防止ボランティア監視員による不法投棄の監視といった取組の継続・拡大を検討します。

ペットの飼育放棄については、茨城県動物愛護推進員や地域のボランティア団体等と連携した、飼い主への適正飼養の普及啓発等の推進について検討します。

## 【脱炭素社会】

### 3. 脱炭素社会実現事業

市が率先して電動車導入や公共施設への太陽光発電設備導入を推進するとともに、市民や事業者への普及啓発も推進し、地域の脱炭素化を促進します。

気候変動への適応策としては、事業者の協力によるクーリングシェルターの設置個所数の増加、民間団体による高齢者の見守り・声かけのネットワーク形成など、熱中症対策を中心に市民の生命と健康を守る取組を検討します。



公用車(電気自動車)

## 【循環型社会】

### 4. 資源循環型まちづくり事業

循環型社会の形成に向けて、4R(リフューズ〔発生回避〕、リデュース〔発生抑制〕、リユース〔再使用〕、リサイクル〔再生利用〕)の取組を促進していきます。

家庭から出る使用済み食用油や小型家電等の回収をはじめとした資源物の分別・回収についての普及啓発、生ごみ処理容器の補助など家庭や事業所からのごみの発生抑制に対する支援といった取組について継続・拡大します。



不要になった食用油の回収

出典:笠間市Webサイト

## 【環境教育・協働】

### 5. 環境保全活動活性化事業



イベントでの普及啓発

出典:笠間市Webサイト

本市では、環境保全に関する皆さまに本市環境推進部が運営するFacebookやInstagram(以下「環境推進部SNS」とします。)をフォローしていただき、本市の環境に関する取組や活動情報をお知らせする「笠間市環境サポーター制度」を実施しています。

今後は、環境推進部SNSにおいて引き続きイベントの開催案内や補助制度などの情報発信を行うほか、食品ロス対策や省エネ行動、エコドライブなど家庭でできる取組の発信も検討します。また、環境サポーターの皆さまの環境活動への参加を促進し、市内における環境保全活動の一層の活性化を目指します。

こちらから環境推進部 SNS の  
フォローをお願いします。



笠間市環境推進部  
Facebook

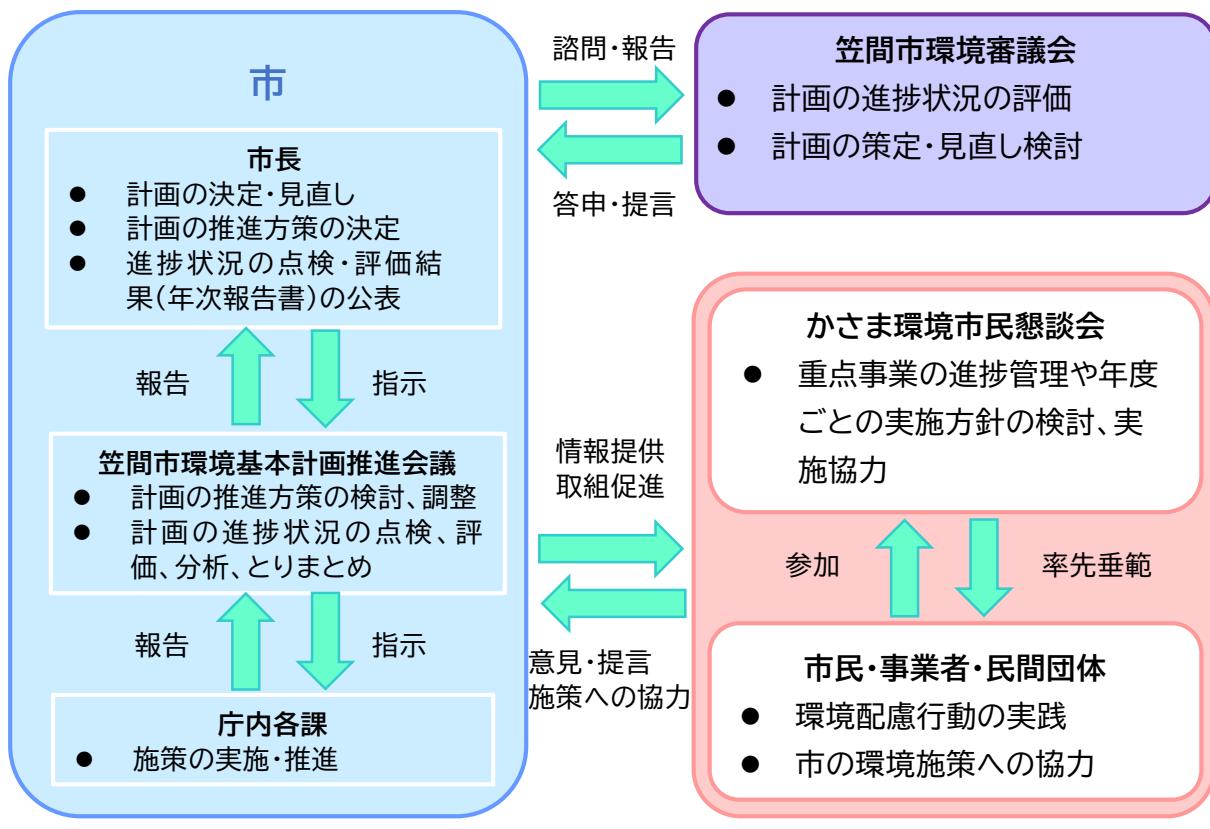


笠間市環境推進部  
Instagram

# 第6章 どうやって計画を進めるの？

## 1. 推進体制

計画の実効性を高め、効果的に推進していくため、市民、事業者、民間団体、市の協働のもとで、それぞれが与えられた役割を自主的に果たすための仕組みづくりに努めます。



### ● 笠間市環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的な事項について、専門的かつ広範な視点から調査審議する機関として設置され、市民や有識者、民間団体代表などにより構成されています。

公正な立場から本計画の進捗状況を審議するとともに、必要に応じて課題や実施方法等についての提言を行います。

### ●かさま環境市民懇談会

市民・事業者・民間団体・市の各主体の協働により本計画を推進するための組織です。お互いの役割を理解・尊重しつつ、各主体それぞれの視点から、市の施策や事業の実施状況及び計画全体の進捗状況などに対する意見の提案を行うとともに、市と協働で重点事業の検討・実施協力を行います。

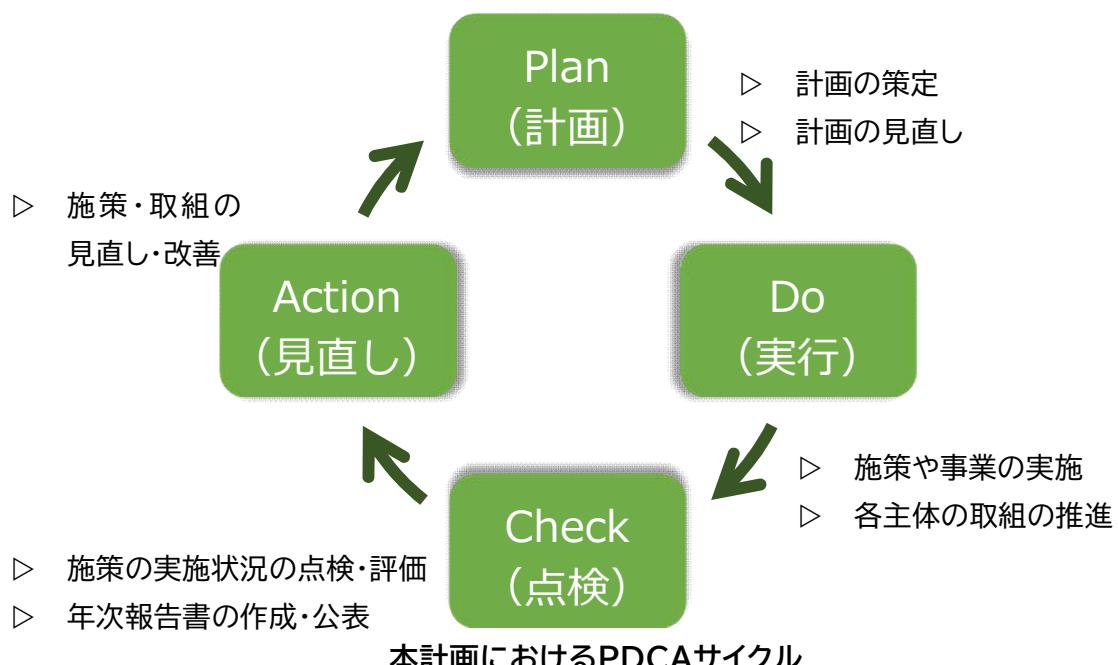
また、日常生活や事業活動において環境配慮行動を率先して実行し、地域や事業所の手本となるように努めるとともに、市の環境施策に対して市民、事業者、民間団体の立場から協力をします。

### ●笠間市環境基本計画推進会議

本計画に掲げた施策の効果的推進及び全庁的な合意形成を図るため、庁内各課の職員で構成される組織です。各課の横断的な連携のもとで総合的・計画的な視点から、環境施策の推進に努めます。また、計画の進捗状況を取りまとめ、市長に報告します。

## 2. 進行管理

本計画の推進にあたっては、庁内各担当課の取組状況を毎年度取りまとめ、PDCAサイクルに基づいて進捗管理を行います。毎年度の進捗状況の評価結果については、継続して「笠間市環境基本計画 年次報告書」を作成し、公表します。



## 資料編

# 1. 笠間市環境基本条例

私たちのまち笠間は、北側は八溝山系に属する鶴足山塊につつまれ、中央には涸沼川の悠久の流れに臨み、農地や平地林が広がる豊かな自然に恵まれた、静かで落ちつきのあるまちとして発展してきた。

私たちの生活は、高度な科学技術等の恩恵を受けて、便利となり豊かなものとなってきたが、その反面で資源やエネルギーの大量消費、大量生産、大量廃棄という現象がもたらされ、産業型公害や生活型公害等が環境への様々な負荷を生み、自然の生態系や人体への影響まで懸念されるようになってきた。

私たちは、だれもが良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営むとともに、将来の世代にその恵みを引き継ぐためには、これまでの生活様式や事業活動を見直し、自らの生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えていき、人と自然が共生できるまち、やすらぎやゆとりの感じられるまちを目指して、市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たし、本市を訪れる滞在者とも協力し合って行動していかなければならない。

ここに、笠間市の環境に関する基本理念を明らかにして、その方向を示し、将来に向かって、笠間市の良好な環境形成に関する取組みを、総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、笠間市(以下「市」という。)、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生

育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が環境から健全で豊かな恵みを受け、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、水辺等の自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が築かれるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民、事業者及び滞在者が公平な役割分担と責務の自覚の下に、協働して自発的、積極的に行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、豊かな自然、歴史的文化等を保全するとともに、新たな地域環境を創造しつつ、これらを将来の市民に継承していかなければならない。

5 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、地域の環境とも密接に関係することから、市、市民及び事業者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定するとともに、実施する責務を有する。

### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う廃棄物の排出抑制、騒音の発生防止、屋外焼却行為の自粛等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力する責務を有する。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を未然に防止し、又は自然環境を良好に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることにより、その減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動にかかる製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理

念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 観光、レクリエーションその他の目的で本市に滞在する者は、環境への負荷の低減等、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力する責務を有する。

**第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針**

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全及び創造に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壤等を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境の確保、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図ること。

(3) 野生生物の生息及び生育環境に配慮すること等により、豊かな生態系を保持するとともに、河川、森林等の自然環境を体系的に保全すること。

(4) 地域の都市環境及び自然環境に配慮した秩序ある開発が行われるために必要な措置を講じ、良好な都市形成の推進を図ること。

(5) 資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制、廃棄物の減量等を図り、資源循環型社会を形成すること。

(6) 環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民、事業者等との連携を強化し、環境に関する教育及び学習の推進を図ること。

(7) 地球環境保全の推進を図ること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に必要な施策の推進を図ること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、前条の基本施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講じるとともに、笠間市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、各種

の施策相互の連携を図りつつ環境基本計画に基づき総合的計画的に行わなければならない。

2 市長は、環境の保全及び創造に関する市の施策を推進するため、府内に総合的な調整を図るための体制を整備しなければならない。

(年次報告)

第11条 市長は、市の環境の状況、環境の保全及び創造等に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本計画に基づき年次報告書を作成し、公表しなければならない。

**第3章 環境の保全及び創造を推進するための具体的施策**

(公害の防止等)

第12条 市は、公害防止に関し必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全及び創造に資する事業の推進)

第13条 市は、樹林、農地、水辺等の自然環境を良好な状態に保全するよう努めるとともに、野生生物の生態に配慮し、市民が自然と触れ合える場の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、文化財その他の歴史的遺産の保存、文化的施設の活用等による文化的な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(規制等の措置)

第15条 市は、環境の保全に必要な規制等の措置を講じるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第16条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(調査の実施)

第17条 市は、環境の状況把握等に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 市は、公害その他の環境の保全への支障に係る苦情の円滑な処理を図るよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努める

ものとする。

#### 第4章 市民等の参加及び協働による取組

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第20条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため必要な措置を講じるものとする。

(市民、事業者、民間団体及び滞在者との連携)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めるものとする。

2 市は、市民、事業者及びこれらの者で構成する民間の団体(以下「民間団体」という。)並びに滞在者と協力して、環境の保全及び創造に関する活動を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに啓発活動の充実により、市民、事業者、民間団体及び滞在者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動が自発的に展開できるよう、必要な措置を講じるものとする。

(自発的な活動の支援)

第23条 市は、市民、事業者、民間団体及び滞在者が環境美化活動、再生資源の回収に係る活動、緑化活動、水資源の保護活動等を自発的に行えるよう推進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(経済的措置)

第24条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発、その他これらに類する活動を促進するため、特に必要があるときは、助成その他の措置を講じるものとする。

#### 第5章 地球環境保全の推進

(地球環境の保全の推進)

第25条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の調査等の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第26条 市は、国、他の地方公共団体、市民、事業者及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第6章 環境審議会

(設置)

第27条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、笠間市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第29条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

(委員)

第30条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 民間団体の役員

(2) 学識経験のある者

(3) 事業者

(4) 市議会の議員

(5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第33条 会長は、審議会運営上必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第34条 審議会の庶務は、環境推進部において処理する。

(令5条例2・一部改正)

#### 第7章 補則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年3月19日から施行する。

附則(令和5年条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2. 笠間市環境審議会への諮問及び答申

---

### (1) 諒問

笠間市諮問 1 号

笠間市環境審議会

笠間市環境基本計画について、近年までの環境状況や社会情勢を鑑み、笠間市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画を策定する必要があることから、笠間市環境基本条例（平成 18 年笠間市条例第 121 号）第 9 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 7 年 2 月 25 日

笠間市長 山口 伸樹

(2) 答申

### 3. 笠間市環境審議会 委員名簿

区分	氏名	所属	備考
民間団体の役員	菊地 壽代	ごみを考える会	令和7年3月31日まで
	遠藤 幸子	ごみを考える会	令和7年4月1日より
	増渕 昇	かさま環境を考える会	令和7年3月31日まで
	小林 恵四郎	かさま環境を考える会	令和7年4月1日より
	丸山 敏彦	笠間市岩間環境美化推進協議会	
学識経験者	宮崎 守	笠間市区長会	
	池田 昌美	笠間広域森林組合	
	野沢 宗嗣	笠間市校長会	令和7年3月31日まで
	元木 理寿	常磐大学 総合政策学部	会長
	吉武 和治郎	茨城県環境アドバイザー	副会長(令和7年3月31日まで)
	岸 倫男	茨城県地球温暖化防止活動推進員	
個人	藤岡 理香	男女共同参画人材バンク	副会長(令和7年4月1日より)
	井出 ゆかり	男女共同参画人材バンク	
	奥村 幸子	男女共同参画人材バンク	
	駒崎 多佳子	男女共同参画人材バンク	
事業者	清水 綾子	イオンリテール株式会社 イオン笠間店	令和7年3月31日まで
	金澤 裕子	イオンリテール株式会社 イオン笠間店	令和7年4月1日より
	品田 桂子	いばらきコープ生活協同組合	
	大津 廣司	笠間焼協同組合	令和7年3月31日まで
	磨屋 潤	笠間焼協同組合	令和7年4月1日より
	小島 雅弘	株式会社カスミ 環境社会貢献	令和7年3月31日まで
	伊神 里美	株式会社カスミ 環境社会貢献	令和7年4月1日より
	添田 登	キヤノンモールド株式会社	
	照井 傑	株式会社サンメイ	
	小林 博文	ジャパンテック株式会社	
	中田 智久	株式会社常陽銀行 本店	令和7年3月31日まで
	綿引 洋平	株式会社常陽銀行 本店	令和7年4月1日より
議員	佐藤 博文	東京電力パワーグリッド株式会社 下館支社	令和7年6月30日まで
	末松 雅士	東京電力パワーグリッド株式会社 下館支社	令和7年7月1日より
議員	田村 幸子	笠間市議会議員	
	内桶 克之	笠間市議会議員	

(敬称略)

## 4. 策定の経過

---

## 5. 各部の主な取組

本計画において本市が取り組む内容を下表に示します。なお、各部署の具体的な取組内容については年次報告書に掲載します。

環境目標ごとに、取組内容を以下の通り色分けしています。

- 田園風景が美しく自然と調和した自然環境
- 住み心地がよく健やかな生活環境
- 地球温暖化防止へ貢献する脱炭素社会
- 資源を有効活用する循環型社会
- 共に考え自ら行動する各主体による協働

### (1) 市長公室

環境要素	施策内容(行動内容)
各主体との協働	活動を広報などで紹介・PR又は表彰するなどしてコミュニティ活動への参加意識の高揚を促進します。

### (2) 政策企画部

環境要素	施策内容(行動内容)
持続可能なまちづくり	公共交通機関や自転車の利用促進、相乗りの励行など、自動車の利用抑制に関する普及啓発に努めます。
持続可能なまちづくり	駅など公共施設を拠点としたシェアリングモビリティの導入・拡充を図ります。

### (3) 総務部

環境要素	施策内容(行動内容)
再生可能エネルギー	公共施設における、再生可能エネルギーの積極的活用と再生可能エネルギー(太陽光など)設備の積極的な導入、防災能力の向上を見据えた蓄電池導入を推進します。
持続可能なまちづくり	公用車のEV(電気自動車)、FCV(燃料電池車)など低燃費車両への移行を推進します。

### (4) 環境推進部

環境要素	施策内容(行動内容)
生物多様性	自然観察会などの開催を通じ、地域の生態系を知るとともに、自然保護意識の高揚・啓発を図ります。
環境管理・公害防止	野焼きの防止のため、家庭ごみの適正な処理方法について広報や回覧等により継続的に周知するとともに、近隣に対する配慮を促すなどの指導の徹底に努めます。
環境管理・公害防止	茨城県と協力し、事業所への立ち入り調査を実施し、発生源に対する規制や指導の強化に努めます。
廃棄物	資源物の団体回収など、市民の自主的な活動を支援します。

## (5) 保健福祉部

環境要素	施策内容(行動内容)
気候変動への適応	熱中症による健康被害を低減するため、熱中症警戒アラートやクーリングシェルターの周知、熱中症予防の普及啓発に努めます。

## (6) 産業経済部

環境要素	施策内容(行動内容)
生物多様性	森林の適正管理と植林・植栽・間伐の促進によるCO <sub>2</sub> 吸収源の確保により温室効果ガスの削減を図ります。
生物多様性	関係機関と連携し、有機農業をはじめとした「環境にやさしい農業」に取り組む農家を支援し、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減活動の促進等に関する法律」に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定(通称:みどり認定)の推進に努めます。
環境管理・公害防止	農林業に伴う剪定枝等の適正な処分方法及び使用済み農業用ビニールなどの適正処理について、定期的に区長及び農家組合を通じて回覧するなど、周知・指導の徹底に努めます。

## (7) 都市建設部

環境要素	施策内容(行動内容)
自然景観	屋外広告物については、街並みを損ねることがないよう適正な規制・誘導を図るとともに、街の美観を損ねる違法看板の撤去に努めます。
環境管理・公害防止	街路樹や植栽帯など緩衝地帯の設置を推進します。

## (8) 上下水道部

環境要素	施策内容(行動内容)
環境管理・公害防止	公共下水道及び農業集落排水事業区域以外の区域においては、合併浄化槽の設置助成に努め普及を強力に推進するとともに、浄化槽の機能を維持するため、定期的な検査など適正な維持管理方法の普及啓発に努めます。

## (9) 教育部

環境要素	施策内容(行動内容)
生物多様性	学校給食への地場農産物の提供を拡大し、地産地消を推進します。
環境教育・学習	地域への愛着をもち、環境保全の大切さを理解するため、環境教育・環境学習を推進します。

## 6. 環境指標一覧

本計画の進捗状況を評価する環境指標の一覧を下表に示します。

環境目標ごとに、環境指標を以下の通り色分けしています。

- 田園風景が美しく自然と調和した自然環境
- 住み心地がよく健やかな生活環境
- 地球温暖化防止へ貢献する脱炭素社会
- 資源を有効活用する循環型社会
- 共に考え自ら行動する各主体による協働

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
自然共生サイト認定サイト数	箇所	0	3
笠間市における30by30達成状況	%	26.6	30
環境保全の重要性啓発を目的とした植樹面積	ha	10	12
市民と行政の協働による維持管理公園	箇所	7	7
合併浄化槽(処理人口普及率)	%	29.6	34.3
河川の水質基準達成率	%	90.7	100
特定施設におけるダイオキシン類の排出基準達成率	%	100	100
ごみ集積ボックス新設・改築	箇所	18	20
犬猫収容頭数	頭	119	70
市有施設への太陽光発電設備の設置(性質上適しない施設を除く)【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】	%	13.1	50
市で調達する電力における再生可能エネルギーの割合【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】	%	1.1	60
市の事務・事業により排出される温室効果ガス排出量削減割合(2013(平成25)年度比)【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】	%	▲8.4	51
一般廃棄物の焼却及び下水道等の処理により排出される温室効果ガス排出量削減割合(2013(平成25)年度比)【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】	%	9.9	15
市補助による住宅用太陽光発電・蓄電システム設置件数	件/年	53	60
市域の温室効果ガス排出量削減割合(2013(平成25)年度比)【笠間市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】	%	25 (R4)	46
市有施設へのLED照明の導入割合【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】	%	24.5	100
ノーマイカー普及啓発参加者数【笠間市地域公共交通計画】	人/年	8,215	9,100
公共交通利用者数(鉄道)【笠間市地域公共交通計画】	人/日	5,725	6,000

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
公共交通利用者数(路線バス・周遊バス・デマンドタクシー)【笠間市地域公共交通計画】	人/年	145,509	200,400
シェアサイクル・レンタサイクル等利用台数 【笠間市地域公共交通計画】	台/年	2,942	3,300
クーリングシェルター施設数	施設	38	100
1人1日当たりごみ焼却量	g/人/日	753	659
一般廃棄物の出口循環利用率(ごみの再資源化率)	%	8.3	14.5
プラスチック分別に関する仕組みの構築	-	検討中	構築
環境関連行事参加者数	人/年	839	850
笠間市環境サポーター制度登録人数	人	219	600

## 7. 用語集

### 【数字、A～Z】

#### 30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標

2030(令和12)年までに陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全するという目標。

#### 4R

ごみになるものを断つ発生回避(Refuse/リフューズ)、ごみの発生抑制(Reduce/リデュース)、再利用(Reuse/リユース)、再生利用(Recycle/リサイクル)の頭文字を取って名付けられた造語で、廃棄物の減量とリサイクルに向けた取組を表す。

#### TNR活動

飼い主のいない猫に対して、捕獲(Trap)、不妊去勢手術(Neuter)、元に戻す(Return)を実施することで、一代限りの命を全うさせ、地域の猫の繁殖を抑制する活動。

#### 【あ～お】

#### アスベスト

天然に産する纖維状けい酸塩鉱物で、石綿(せきめん、いしわた)とも呼ばれる。断熱性や耐摩耗性といった特性を持っていることから建材などに使用されてきたが、呼吸により肺の中に入ることで肺線維症(じん肺)などの病気を引き起こすおそれがあることから、現在は製造等を禁止されている。

#### 茨城エコ事業所登録制度

茨城県が運営する環境マネジメントシステムで、環境にやさしい取組を行う事業所を登録し、その取組を広く県民に紹介する制度。

#### 茨城エコ・チェックシート

茨城県の「いばらきエコスタイル」Webサイトで提供されている、日常で手軽に取り組むことのできるエコな行動を確認できるチェックシート。

#### ウェルビーイング

「身体的な健康」、「精神的な健康」、「社会的充足感」の3つの要素が満たされている状態のこと。

#### エコクリッキング

地産地消、必要な分だけ購入するなど、環境に配慮した買い物から、食材を無駄なく利用した料理、ごみの分別とリサイクルを考慮した片付けなどの取組。

#### エコショップ

環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる店舗。茨城県及び笠間市を含む各市町村において、エコショ

ップの認定申請を受け付けている。

#### エコドライブ

急発進や急加速の回避、アイドリングストップなど、燃料消費量や CO<sub>2</sub> 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心掛けのこと。

#### 温室効果ガス

大気中の成分のうち、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)やメタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、フロン類など、大気中の熱(赤外線)の一部を吸収する性質を持つガスのこと。地表から放出された熱が逃げにくくなることにより、気温が上昇する「温室効果」をもたらす。

#### 【か～こ】

#### カーボンニュートラル

人間活動により排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と、森林などによる吸収量を均衡させ、その排出量を実質的にゼロにすること。

#### 笠間市都市公園グリーンパートナー制度

公園の美化、維持管理等を行う地域の団体に対し報奨金を交付することで、市民が公園を快適かつ安全に利用できるようにするとともに、市民の自主的な活動の推進を図る制度。

#### 環境サポーター制度

環境保全活動に賛同する市民に、市の環境情報を発信するSNS(FacebookやInstagram)をフォローしてもらうことで、環境保全活動の活性化を図る制度。

#### 環境マネジメントシステム

組織や事業者が環境保全に関する取組を自主的に進めるための体制・手続き等の仕組みのこと。

#### 環境ラベル

製品やサービスの環境的側面について、購入者に伝える文言やシンボル、図形、図表などのこと。

#### クリーンエネルギー自動車

電気自動車(EV)やハイブリッド自動車(HV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)など、走行時に排出する温室効果ガスが少ない、あるいは全く排出しない、環境にやさしい自動車のこと。

#### 交通流

道路を走る車両の動きや流れのこと。

## コモンフォレスト

森林を特定の個人や企業のものでなく、みんなの共有財産として次世代に残していくことを目的に自然再生や保全活動を行う場所。

## 【さ～そ】

### 再生可能エネルギー

太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど、永続的に利用ができるエネルギーのこと。

### 産業革命

18～19世紀にイギリスを中心に始まった、技術革新による産業の発展及びこれに伴う社会・経済の大改革のこと。

### シェアサイクル

自転車をシェア(共有)し、必要なタイミングで自転車を利用する仕組みのこと。

### 循環経済(サーキュラーエコノミー)

資源投入量や消費量を抑制し、限りある資源を持続可能な形で利用する経済活動のこと。

### 水源涵養

森林において、雨水が土壌に浸透して蓄えられ、時間をかけて流れいくことによる、渇水や洪水の緩和や、水質の浄化といったはたらきのこと。

### 生物多様性

生きものがもつ様々な個性やつながりのこと。

### ゼロエミッション

製品の製造過程で発生する廃棄物等をリサイクルしたり、他の産業の原料として活用したりすることにより、最終的に廃棄物の排出をゼロにすること。

### 線形経済(リニアエコノミー)

製品を製造し、利用後に廃棄する大量生産・大量廃棄型の経済活動のこと。

### ソーラーカーポート

駐車場を活用した太陽光発電設備のこと。

## 【た～と】

### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾジオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCBs)という3種類の物質群の総称で、物が燃焼する際に発生する。多量にばく露することで、健康への影響が懸念される。

### 地域循環共生圏

地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業(ローカル SDGs 事業)を生み出しつづけることで地域課題を解決ていき、自立した地

域の形成と、地域の個性を生かして地域同士が支え合うネットワークの形成による「自立・分散型社会」を示す考え方。

### デマンドタクシー

利用者の予約(デマンド)に応じて経路や時刻を変えて運行する、事前予約制の乗り合いタクシー。

### 特定外来生物

海外起源の外来種のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるもの。笠間市では、オオキンケイギクやツヤハダゴマダラカミキリ、アライグマなどが確認されている。

## 【は～ほ】

### ビオトープ

生物が生息する空間のこと。池沼、湿地、草地、里山林など様々なタイプのビオトープがある。

### ペロブスカイト太陽電池

ペロブスカイト結晶構造を持つ材料を用いた次世代型太陽電池の総称。軽量・柔軟といった特徴を持ち、再生可能エネルギーの導入拡大と地域共生を両立するものとして期待されている。

### ボトルtoボトル水平リサイクル

使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生し繰り返しリサイクルし続けること。

## 【ま～も】

### 緑のカーテン

グリーンカーテンとも呼ばれる、植物を建築物の外側でカーテン状に生育させたもの。直射日光を遮り室内の温度上昇を抑える、植物の蒸散作用によって気温がわずかに下がるといった効果がある。

## 【ら～ろ】

### リターナブル容器

再利用できる容器のことで、環境負荷の低減や資源の節約といった効果がある。

# 第3次笠間市環境基本計画

令和 年 月

発行 笠間市

編集 笠間市 環境推進部 環境政策課

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

TEL 0296-77-1101(代表)

Webサイト <https://www.city.kasama.lg.jp>

E-mail [kankyo@city.kasama.lg.jp](mailto:kankyo@city.kasama.lg.jp)

裏表紙